

日弁連総第62号

2007年11月6日

法務大臣 鳩山 邦夫 殿

日本弁護士連合会

会長 平山 正剛

勧告書

当連合会は、2002（平成14）年2月28日に、A氏から、同氏が当事者となった損害賠償請求訴訟など一連の民事訴訟において、少くとも5件の事件で9回の出廷の願いを提出したが、一度も出廷できなかつたことについて、人権救済申立を受け、調査の結果、貴職に対し以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

- 1、貴職は、東京拘置支所に対し、今後、裁判所から呼出状が送付されるなど申立人が出廷を求められ、それを理由として申立人から出廷の申出がなされた場合、原則として出廷を許可すること、例外として当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって東京拘置所内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り、出廷を不許可とすべきこと、を指導・助言すること。
- 2、貴職は、全国の刑事施設に対し、裁判所から呼出状が送付されるなど刑事被拘禁者が出廷を求められ、それを理由として刑事被拘禁者から出廷の申出がな

された場合、上記のと通りの運用をし、そのための具体的処理規程を策定し、不許可の場合には刑事被拘禁者に対し具体的理由を告知するなどして、刑事被拘禁者の裁判を受ける権利、自ら出廷し訴訟活動を行い公正な審理を受ける権利の実現に十分に努めるよう、指導・助言すること。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

日弁連総第62号

2007年11月6日

法務省矯正局長 梶 木 壽 殿

日本弁護士連合会

会 長 平 山 正 剛

勧告書

当連合会は、2002（平成14）年2月28日に、A氏から、同氏が当事者となった損害賠償請求訴訟など一連の民事訴訟において、少くとも5件の事件で9回の出廷の願いを提出したが、一度も出廷できなかつたことについて、人権救済申立を受け、調査の結果、貴職に対し以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

- 1、貴職は、東京拘置支所に対し、今後、裁判所から呼出状が送付されるなど申立人が出廷を求められ、それを理由として申立人から出廷の申出がなされた場合、原則として出廷を許可すること、例外として当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって東京拘置所内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り、出廷を不許可とすべきこと、を指導・助言すること。
- 2、貴職は、全国の刑事施設に対し、裁判所から呼出状が送付されるなど刑事被拘禁者が出廷を求められ、それを理由として刑事被拘禁者から出廷の申出がな

された場合、原則として出廷を許可し、例外として当該具体的事情の下で、刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷を不許可とする運用をすること、そのための具体的処理規程を策定し、不許可の場合には刑事被拘禁者に対し具体的理由を告知するなどして、刑事被拘禁者の裁判を受ける権利、自ら出廷し訴訟活動を行い公正な審理を受ける権利の実現に十分に努めるよう、指導・助言すること。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

日弁連総第62号

2007年11月6日

東京拘置所長 児玉 一雄 殿

日本弁護士連合会

会長 平山 正剛

勧告書

当連合会は、2002（平成14）年2月28日に、A氏から、同氏が当事者となった損害賠償請求訴訟など一連の民事訴訟において、少くとも5件の事件で9回の出廷の願いを提出したが、一度も出廷できなかつたことについて、人権救済申立てを受け、調査の結果、貴所に対し以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

- 1、貴所は、申立人が、今後貴所に対し、裁判所から呼出状が送付されるなど出廷を求められ、それを理由として出廷する許可を申し出た場合、原則として出廷を許可すべきであり、例外として当該具体的事情の下で、出廷を許可することによって貴所内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り不許可とすべきこと。
- 2、貴所は、刑事被拘禁者が、裁判所から呼出状が送付されるなど出廷を求められ、それを理由として出廷する許可を申し出た場合、上記のとおり運用をし、

そのための具体的処理規程を策定し、不許可の場合には刑事被拘禁者に具体的理由を告知するなどして、刑事被拘禁者の裁判を受ける権利、自ら出廷し訴訟活動を行い公正な審理を受ける権利の実現に十分に努めること。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

調査報告書

事 件 受刑者の出廷制限に関する人権救済申立事件
事件番号 2001年度第17号事件
受付日 2002(平成14)年2月28日
申立人 A
相手方 東京拘置所外

第1 結論

当連合会は、東京拘置所に収容中の死刑確定者である申立人が原告または被告となった損害賠償請求訴訟など一連の民事訴訟において、申立人が、少なくとも5件の事件で合計9回の出廷の願いを提出したが、一度も出廷できなかった事実について調査を行った結果、東京拘置所、法務省矯正局について、申立人の自ら出廷し訴訟活動を行い公正な審理を受ける権利を侵害したと認定し、次のとおり措置を行うのが相当と考える。

なお、これらの措置とは別途、受刑者等の出廷が実現しない現状について、最高裁判所に改善を求める意見を述べるとともに日本司法支援センター及び全国の弁護士会に参考送付することが相当と考える。

- 1 東京拘置所長に対し、下記1)、2)のとおり勧告する。
 - 1)東京拘置所長は、申立人が、今後貴殿に対し、裁判所から呼出状が送付されるなど出廷を求められ、それを理由として出廷する許可を申し出た場合、原則として出廷を許可すべきであり、当該具体的事情の下で、出廷を許可することによって貴所内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り不許可とすべきこと。
 - 2)東京拘置所長は、今後、刑事被拘禁者が、裁判所から呼出状が送付されるなど出廷を求められ、それを理由として出廷する許可を申し出た場合、上記のと通りの運用をし、そのための具体的処理規程を策定し、不許可の場合には刑事被拘禁者に具体的理由を告知するなどして、刑事被拘禁者の裁判を受ける権利、自ら出廷し訴訟活動を行い公正な審理を受ける権利の実現に十分に努めること。
- 2 法務大臣及び法務省矯正局長に対し、下記1)、2)のとおり勧告す

る。

記

- 1) 法務大臣及び法務省矯正局長は、東京拘置所に対し、今後、裁判所から呼出状が送付されるなど申立人が出廷を求められ、それを理由として申立人から出廷の申し出がなされた場合、原則として出廷を許可すること、当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって東京拘置所内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限って、出廷を不許可とすべきこと、を指導・助言すること。
- 2) 法務大臣及び法務省矯正局長は、全国の刑事施設に対し、裁判所から呼出状が送付されるなど刑事被拘禁者が出廷を求められ、それを理由として、刑事被拘禁者から出廷の申し出がなされた場合、上記のと通りの運用をし、そのための具体的処理規程を策定し、不許可の場合には刑事被拘禁者に対し具体的理由を告知するなどして、刑事被拘禁者の裁判を受ける権利、自ら出廷し訴訟活動を行い公正な審理を受ける権利の実現に十分に努めるよう、指導・助言すること。

第2 申立の概要

申立人は東京拘置所において死刑確定者として拘束されている者である。

申立人は、他の死刑確定者及びその関係者らを相手に損害賠償請求、債務不存在確認等請求事件を複数回提起し、相手方である他の死刑確定者らから貸金返還等請求事件等も提起されていた（なお、詳細は9頁以下参照）。申立人は東京拘置所に対し1999（平成11）年8月20日から2002（平成14）年9月12日までの間に別紙のとおり少なくとも5件の事件で合計9回出廷願いを提出したが、同拘置所は一度も許可せず、全く出廷することができなかった。

申立人は、裁判所に対し、出廷ができないものの裁判を放棄するものではない旨上申したり、拘置所に出張して口頭弁論を開いてくれるよう要請をしたが、裁判所は相手方が出頭しない場合は延期あるいは休止とし、次回期日に再度両当事者不出頭であることを確認した上、訴えの取下擬制（民訴法263条）にすることがほとんどであり、相手方の代理人弁護士が出廷した場合には、申立人の出廷がないまま口頭弁論が開かれて、申立人敗訴の判決がなされている。

この過程で申立人は、法律扶助協会の東京都支部、名古屋支部に代理援助の申し込みをしたが、代理人が見つからない、あるいは勝訴の見込みがないとの理由で援助してもらえなかった。

このように、東京拘置所が申立人の出廷を許可しないこと、裁判所が訴えの取下擬制をしたり拘置所内で口頭弁論を開かないこと、法律扶助協会が扶助事件として代理人を付さないことにより、証拠の採用もされず、「正しい被害者が敗訴になっている」ことを改善して欲しいというのが申立ての趣旨である。

第3 調査の経過（略）

第4 相手方の答弁

1 東京拘置所

東京拘置所に対して、申立人に関する裁判所への出廷に関する事実と、死刑確定者および死刑確定者を含む刑事被拘禁者一般の裁判所への出廷について、照会を行ったところ、以下のとおり回答を得た。

- (1) 申立人の出廷願いは5件の事件で合計9回存する（出廷願いを出した裁判所の期日は、平成11年8月20日から平成14年9月12日までの間のもの）。出廷は全て許可しておらず、申立人を民事訴訟に出廷させた事実はない。
- (2) 申立人の出廷願いを許可しなかった理由については回答しかねる。
- (3) 過去、死刑確定者が当事者となった訴訟において、東京拘置所において、来庁法廷で審理を実施した事実が1件ある。事件の内容はプライバシーの見地から回答できない。
- (4) 刑事被告人の出廷許可の判断基準は、被収容者の申請に基づき、当該事件の性質、進行状況、出廷しないことによる不利益、身柄確保に及ぼす影響、護送の難易等を総合的に勘案して判断している。

2 法務省矯正局

各刑事施設を所管する法務省矯正局に対して、受刑者もしくは死刑確定者からの民事訴訟事件への出廷許可の申し出状況及び許可の状況、出廷許可事例の内容、許可の基準について照会を行ったところ、以下のとおり回答を得た。

- (1) 申立人の裁判出廷について、東京拘置所の所長から意見の照会を受けたことはない。
- (2) 平成15年1月1日から同年12月31日までの間の受刑者及び死刑確定者から民事裁判への出廷の出願件数は約430件、裁判所への出廷を許可した件数は約80件である。この数字には、施設内の仮法廷への出廷は含まれない。
- (3) 出廷許可の事例の内訳

係属裁判所

地方裁判所約6割、簡易裁判所約3割、その余は、高等裁判所又は家庭裁判所で最高裁判所係属事件はない。

事件名

損害賠償請求約4割、国家賠償請求及び離婚請求が各約1割。

原告被告の別

原告が約4割、被告が約5割、約1割は証人等である。

期日

第1回期日が約4割、第2回期日が約2割、第3回が約1割、その余は

第4回以降か期日外かあるいは不明。

期日の種類

弁論が約4割、証人尋問等が約3割、和解が約1割。

代理人の有無

なしが約6割、ありが約3割、その余は不明。

- (4) 出廷許可の基準については、具体的事件における出廷の必要性の程度及び出廷の拘禁に及ぼす影響の程度等を勘案して、行刑施設長の裁量によりその許否が決定されることとなる。
- (5) その内容は、昭和35年7月22日付け矯正甲第645号法務省矯正局長通達「収容者提起にかかる訴訟の取扱いについて」をもって各施設長に指示している。
- (6) 出廷が「原則」である旨の指示を各施設長に行ったという記録は見当たらない。

3 東京地方裁判所

東京地方裁判所に対して照会した結果、過去5年間、同地裁係属事件において、裁判所法69条2項に従い、裁判所外で法廷を開いた事実はないことが判明した。

しかし、申立人が当事者となった事件の訴訟手続きについては、当該裁判体が判断すべきことであるとして、具体的な回答はなされなかった。

ただ、刑事被拘禁者が代理人弁護士を選任することなく、しかも拘禁施設がその出廷を認めない場合、裁判所は、当事者の出頭を確保するために、どのような措置あるいは工夫をしているかを尋ねたのに対しては、「具体例は承知していない」とだけ回答を得た。

4 法律扶助協会

次に、財団法人法律扶助協会に対する照会によって、次の事実が確認できた。

- (1) 申立人から、東京都支部に対して、平成13年2月1日に援助の申込みがあり、代理援助の申込みとして受理し、その後も援助を求める手紙が届いているが、代理援助は不開始の決定をしている。主な理由は、「勝訴の見込みがないとはいえないこと」という要件に該当しないことである。
- (2) 法律相談援助は実施していない。その理由は、法律相談援助が、原則として相談者が支部又は相談登録弁護士・司法書士の事務所に来訪することを想定しているからである。個別事情により刑務所に出向いて事情聴取することもあるが、本件では該当事案に当たらない。
- (3) 死刑確定者を当事者とする事件についての特別の取扱いを決めた内規等は存在しない。

5 最高裁判所

最高裁判所に対する2度の照会では、次のような回答が得られた。

- (1) 死刑確定者（ないし既決囚）の本人訴訟を巡る現状について
拘禁施設が、死刑確定者（ないし既決囚）の出頭を認めないことによ

り、訴訟遂行意思があるにも拘わらず実体審理が行われない問題について、

ア、擬制取下で訴訟が終結してしまうことについて、報告を受けたり、調査を行ったことはなく、実態を把握するための統計等をとったこともない。

イ、個別の事案についても一般論としても、法務省あるいは個別の拘禁施設と協議等の機会を持ったことはない。

ウ、係属部が出頭確保のためにいかなる手段を講じるべきかに関して、最高裁判所において検討を行ったことはないし、その予定もない。したがって、出頭確保のための規則その他事実上の取り決め等のルールは作成していないし、そのようなルールの作成も検討していない。

被拘禁者が当事者となる訴訟における裁判所への出頭確保について、何らかの研修を行っているか否か、その内容については、いずれも不明である。

(2) 裁判所法69条2項に関して

死刑確定者が当事者の事案では、過去一度、昭和36年に、裁判所法69条2項を活用して開廷した事案がある。この事案は東京地方裁判所に係属していた行政事件であった。この事案で裁判所外で法廷を開くこととなった事情については、不明である。

直近5年間に、最高裁判所に対して、下級裁判所から、裁判所69条2項を活用して裁判所外で法廷を開く旨の上申はなく、それ以前については資料が現存せず開廷を求める上申があったか否かも不明である。

裁判所法69条2項について定められた規則、その他取り決め、事務連絡等は制定していない。

裁判所法69条2項の運用、手続などについて、裁判官に研修が行われているか否か、同項の解釈についてどのように説明しているかについては、いずれも不明である。

(3) 申立人A氏が当事者となった事件について

A氏から、最高裁判所に対し、訴訟を提起しながら出頭できずに取下げが擬制されていること(される可能性があること)について、要望等を受けたことがある。(なお、かかる事実を裏付けるものとして、申立人からも当連合会に対し、申立人が平成13年12月19日付けで最高裁判所長官および法務大臣に対して送付した書面の写しが提出されている。この書面で申立人は、「民事訴訟についてお願いいたします」「死刑囚だからと言うので民事訴訟に出頭させて貰えません」「どんなに明らかな証拠があっても双方不出頭と言うので取下げになってしまいます」「それで困ってしまい裁判所に対して法廷を東京拘置所仮法廷にして口頭弁論をして下さいと上申してもしてくれません」などという訴えとともに、具体的事件の内容や訴訟経過を資料添付して説明している。)

A氏から、前項の要望を受けたものの、裁判所法69条2項に基づき裁判所外で法廷を開くことを検討したことはない。理由は、検討する理由がないと考えたためである。

第5 事案の調査

(1) 事案の概要(略)

(2) 事案を類型化した分析(略)

(3) 事件記録の分析結果

本件は、いずれも、死刑確定者が当事者となっている訴訟であるが、どの事件においても申立人を含む刑事被拘禁者は裁判所に出廷していない。

そして、同案件番号2、4、18、20、25は当事者双方が死刑確定者で双方とも本人訴訟であるところ、口頭弁論期日は両当事者不出頭のため延期又は休止となり、次回期日に両当事者不出頭となるのを待って、訴えの取下擬制で終結している。また、案件番号15、16、19、21は当事者双方が死刑確定者ないし被拘禁者であり、同様に両当事者不出頭のため延期又は休止後、訴えの取下擬制で終結している。

申立人は、自らが原告となった同案件番号2、4、16、18、21において、裁判所に対し、「拘置所が出廷の許可を出してくれないので、期日欠席しますが、裁判の放棄ではありません。」「書面の陳述をお願いします。」「本人尋問が必要なときは、出張尋問をお願いします。」等の上申書を提出しているが、裁判所は、擬制取下の手続きをとっている。

また、同案件番号20では、申立人からかかる手紙は提出されていないが、東京拘置所からの発信の聴取記録では「どうしても必要な場合は、仮法廷を設置するので、当拘置所まで裁判所の方で出向いていただきたい」、「死刑確定囚を民事裁判に出廷させることは、逃走防止の見地から警備上問題があり、一般人の目に触れさせることも避けたい。死刑確定囚を出廷させた先例もないはず。」とあり、場合によっては仮法廷を開くこと、死刑確定囚については一般的に出廷を認めない旨の回答を東京拘置所が行った旨が記載されている。

裁判所は、原告である申立人が自ら選択して出廷しないのではなく、出廷したくても出廷できないことを十分に把握し、東京拘置所から仮法廷を設置して欲しいとの要望まで受けている。しかし、裁判所は擬制取下の手続きをとっている。

なお、簡裁事件については、代理人の許可申請の可否について調査を行うことが困難であるため検討の対象からはずした。また同案件番号14については記録の確認が行えなかったため、今回は検討の対象から外した。さらに、同案件番号19についても、申立人が被告であり積極的に出廷する意思を有していなかったため検討の対象から外した。

第6 弁護士会による勧告の存在

これまで、本件申立てと同種出廷不許可案件の人権救済申立てにつき、次の9つの勧告が出されている。

- | 弁護士会名 | 勧告の年月日 | 名宛人 |
|-------------|-----------|---|
| (1) 新潟県弁護士会 | 99年 8月 2日 | 新潟刑務所、法務省矯正局
(未決拘禁者が賃借するマンションに関し賃貸人より明渡し訴訟がされた民事訴訟で第1回期日の出廷を許可されず敗訴) |
| (2) 大阪弁護士会 | 00年 3月30日 | 大阪拘置所、法務省矯正局
(鼻の病気の治療が悪かったとして、死刑確定者が関西医科大学を被告とした損害賠償請求訴訟と、同じく国を被告とした損害賠償請求訴訟において出廷をすべて不許可とされた) |
| (3) 徳島弁護士会 | 01年 6月25日 | 徳島刑務所
(受刑者が国家賠償請求訴訟を提起し、4回の期日のうち2回を出廷不許可とされた) |
| (4) 仙台弁護士会 | 04年 2月 4日 | 宮城刑務所
(無期懲役受刑者が、6件の国家賠償請求訴訟を提起したが、18回全ての出廷を不許可とされた) |
| (5) 兵庫県弁護士会 | 04年 7月14日 | 神戸刑務所
(受刑者が神戸刑務所を相手とした国家賠償請求訴訟を提起したが、第1、2回期日の出廷を不許可とされた) |
| (6) 仙台弁護士会 | 05年12月 2日 | 宮城刑務所
(受刑者が国を相手として仙台地方裁判所や仙台簡易裁判所に対し、国家賠償請求や行政処分取消請求訴訟を提起したが、第1回期日は許可したが、第2回期日は不許可とされた) |
| (7) 徳島弁護士会 | 06年 3月30日 | 徳島刑務所
(受刑者が徳島刑務所を相手とした国家賠償請求訴訟を提起したが、4回の期日をすべて不許可とされた) |
| (8) 富山県弁護士会 | 07年 3月23日 | 富山刑務所
(受刑者が国を相手として損害賠償請求訴訟を提起したが、合計10回出した地裁及び高裁への出頭願いをすべて不許可にされた) |
| (9) 兵庫県弁護士会 | 07年 7月23日 | 神戸刑務所
(受刑者が国を相手として3件の損害賠償請求訴訟を提起したが、すべて出廷不許可とされた) |

同会は、上記案件に関し、同年8月29日付けで最高裁判所長官・明石簡易裁判所民事係裁判官宛に意見書も送付した。

第7 当委員会の判断

1 出廷権の権利性

(1) 問題の所在 - 「裁判を受ける権利」の従来の理解

何人も自己の権利又は利益が不法に侵害されていると考えるときに、裁判所に対し、その主張の当否を判断し、その損害の救済に必要な措置をとることを求める権利を有する（裁判を受ける権利、憲法 32 条）。

本条は、一般に、裁判所は適式な訴え提起に対して裁判を拒絶したり怠ったりすることは許されないとする、いわゆる司法拒絶の禁止を意味するとされ、具体的には、第 1 に、何人も憲法により司法権を行使すべきものとされる裁判所に訴訟を提起し裁判を求める権利を有するということ（民事・行政事件の場合）、及び、第 2 に、かかる裁判所の裁判によるのでなければ刑罰を科せられないということ（刑事事件の場合）を内実とし、後者の関係では自由権としての性格をし、憲法 37 条に重ねて規定されている、とされる（宮澤俊義・芦部信喜・全訂日本国憲法 298 頁、佐藤幸治・憲法初版 416 頁）。

そのため、訴え提起後、いかなる裁判所において裁判を受くべきか等、裁判所の組織、管轄、権限、審級等については、すべて法律において諸般の事情を考慮して決定すべき立法政策の問題であって、憲法違反の問題は生じないと解されている（最高裁大法廷昭和 24 年 3 月 23 日刑集 3 巻 3 号 352 頁等）。

そこで、訴訟当事者が訴え提起後、自ら裁判所に出廷し訴訟進行することが妨げられた場合、裁判を受ける権利侵害の問題が生じるのかどうか問題となる。かかる問題は、本件のように受刑者、死刑確定者など人身の自由を奪われている者が出訴した場合に顕在化する。なお受刑者、死刑確定者が民事訴訟等の被告とされた場合にも類似の問題状況が生じる。

(2) 判例状況

この点、まず判例状況を確認すると、刑事被拘禁者の出廷権に関し未だ最高裁判決はなく、下級審判例が相当数あるものの結論的に出廷不許可処分の違法を認めた判例は存在しない。リーディングケースである東京地判昭和 45 年 12 月 14 日（訟務月報 17 巻 4 号 66 頁）は、受刑者であっても憲法 32 条の保障する裁判を受ける権利を有することはいうまでもないが、それは裁判所に訴えを提起する自由を意味するにとどまり、裁判所に出廷して自ら訴訟を遂行する自由までも含まれるものではない、として憲法 32 条の保障を否定した上で、「もとより、かかる自由も広い意味においては、憲法 13 条の保障する自由ないし権利に属し、できうる限り尊重されなければならないが、それは絶対・無制約のものではなく、公共の福祉による制約に服すべきは当然であり、特に、・・・受刑者は、刑務所長の許可があった場合にはじめて裁判所に出廷できるものであり、刑務所長は、・・・刑の執行という国家目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において、当該訴訟事件の種類、性質および出廷が刑の執行に及ぼす影響、護送の難易等を総合的に勘案し、合目的的に出廷の許否を決定する権限を与えられているものというべきである」と判示し、以後、札幌高決昭和 52 年 9 月 26 日判例タイムズ 364 号 205 頁など多数の判例もほぼ類似

の判断構造を示している。

東京地決昭和 62 年 12 月 28 日及びその控訴審である東京高決昭和 63 年 2 月 19 日判例タイムズ 680 号 235 頁は、府中刑務所長が受刑者の出廷申請を不許可とした事案において、同様に、憲法 32 条は出廷権まで保障するものではないとし、その根拠として、「民事、行政訴訟については、訴訟代理の制度が定められており、自ら出廷することが必要不可欠なものではないこと」、「訴訟代理人を選任する費用のないものに対しては法律扶助等の制度が定められていること」を挙げる。

これに対し、東京地判昭和 62 年 5 月 27 日（行裁集 38 巻 4・5 号 457 頁）は、結論的には、「必要な人数の戒護職員の確保が困難」、「戒護に放置することのできない支障が生ずる相当の蓋然性がある」として出廷不許可処分を適法としたものの、理由中の判断において、「憲法 32 条、82 条 1 項の規定は、直接には、裁判所に訴訟を提起して権利利益の保護を求めることを保障し、又は、裁判の対審及び判決を公開の法廷で行うべきものとしているものであるが、これらの規定の趣旨及び憲法 13 条の規定の趣旨に照らせば、裁判所に訴訟を提起した者につき裁判所に出頭する自由を保障しているものと解される。」と判示し、憲法 32 条、82 条、13 条の趣旨に照らし出廷権（出廷の自由）の憲法上の権利性を認めている。

以上、現在の裁判所の考え方では、刑事被拘禁者本人の出廷権は実質的には保障されていない状況であり、刑事施設長の裁量が相当大幅に認められていて、現在の慢性的な過剰収容の中で戒護上の問題等を主張されれば、被拘禁者はほぼ出廷できない状況にある、と評しうる。

（ 3 ） 検討

「裁判を受ける権利」の重要性

裁判を受ける権利は、憲法や法律上の権利・自由を実効的に保障するものとして重要であり（「基本権を確保するための基本権」）、人はいかに諸種の権利自由が保障されていてもそれが侵害されたときに裁判上の救済が実質的に認められないのでは実質的に権利自由が保障されていることにはならない。その意味で、裁判を受ける権利は、法の支配の不可欠の前提をなすものである（樋口陽一・佐藤幸治ほか編・注釈日本国憲法（上巻）717 頁、高橋和之・立憲主義と日本国憲法 254 頁）。裁判は、国民が代表する議会在法の下で国民各自が自己の具体的な権利義務をめぐって真剣に立証と弁論を行い、それに依拠して公平な第三者（裁判官）が決定を行い、それに当事者が拘束されるという構造を持ち、かかる過程自体、近代立憲主義を体現するものとして深い意義が認められる。国民は、代表者の選挙を通じて立法過程に参加すると共に、法の下に各自の権利義務関係のあり方はそれぞれ自ら決定していくという自己決定の原則、及び国民各自の権利義務関係は自己が適正に代表されていない過程によって拘束的に決定されることは不公正であるという観念（デュープロセスの思想）と密接に結びついているからである（佐藤幸治・憲法初版 211 頁、松井茂記・裁判を受ける権利 148 頁）。かかる原理的重要性は被告の立場に立ったものにも等しく当てはまる（以下も基本的に同様である）。

「裁判」の内実 - 公開の対審手続、適正手続保障

かかる重要な意義を有する「裁判」の保障である以上、それは「裁判」という内実を備えたものでなければならない。少なくとも、() 中立で公平な第三者により、() 適正な手続（その核心は、当事者が自己の主張・立証の機会を十分に与えられることにあるが、他に公開裁判も憲法の保障する重要な原則である）に従い、() 十分な理由の説示を伴って下された、() 実効的な救済方法であることが要請される（芦部信喜・新版補訂版憲法 301 頁、高橋和之前掲書 255 頁）。() に関しては、憲法 82 条 1 項が、裁判の公正を確保する趣旨から、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う」と定めている。ここでいう「対審」とは、訴訟当事者が、裁判官の面前で、口頭でそれぞれの主張を闘わせることをいい、民事訴訟における口頭弁論及び刑事訴訟における公判手続がそれにあたる（最高裁大法廷昭和 23 年 11 月 8 日刑集 2 巻 12 号 1498 頁等、佐藤幸治前掲書 223 頁、宮沢俊義・全訂日本国憲法 695 頁等）。

「出廷権」の基本権性 - 憲法 32 条、82 条 1 項、31 条、13 条、国際人権 B 規約 14 条 1 項

憲法 32 条において、「裁判」を受ける権利が保障されている以上、憲法 82 条 1 項の保障する、「公開の対審」のために裁判所に出廷する権利も保障されていると言わねばならない（同旨札幌高決昭和 52 年 9 月 26 日判例タイムズ 364 号 205 頁）。

佐藤幸治前掲書 211 頁も指摘するように、裁判が公正とされ国民からの信頼が確保されるのは、自らの選んだ代表者の定めた法律に基づき、国民各自が自ら主張立証する機会が保障され、それに依拠して独立の裁判官の決定を得られるという、適正手続に対する信頼（デュープロセス）と自己決定という、近代立憲主義に根ざした参加と決定のプロセスが保障されているからである。その意味では、「裁判」の重要な要素である「適正な手続の保障」は、憲法 32 条、82 条 1 項のみならず、憲法 31 条、13 条からも要求される重要な憲法上の権利とすることができる。憲法 31 条は、勿論直接には刑事手続における適正手続を保障するものであるが、既に判例上、道路拡張に際して周辺住民に立ち退きを命じるような行政手続への準用が認められており、前述の「裁判」の本質からすれば、司法手続にこそ適正手続保障が強く求められていることは言うまでもないと言うべきである。

このように適正手続保障及び自己決定原則の下、自らの権利義務に関する争訟について公開対審手続のもとにて自ら審理を受ける権利は憲法 32 条、82 条 1 項、31 条、13 条により保障された憲法上の権利といえる。さらに、適正な手続の下に公正な司法運営を受ける権利は、法の支配に基づいた国際社会においても、重要な地位を占めており、わが国において国内法的効力の認められる市民的および政治的権利に関する国際規約（国際人権 B 規約、自由権規約、1966 年国連総会採択、1976 年発効、わが国は 1978 年 6 月国会承認、1979 年 9 月発効）14 条 1 項も、「すべての者は、刑事上の罪の決定または民事上の権利および義務の争いについての決定のため、

法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する」、と定めている。これは世界人権宣言 10 条に由来し、受刑者を含む全ての者が、公正な公開の裁判を受ける権利を有することを保障したものである。

そして、国際人権 B 規約の国際的履行監視機関であり、規約解釈の際に参照されるべき公的権威ある指針である「一般的性格を有する意見」(general comment)を公表する権限を有する自由権規約委員会(B 規約 44 条 4 項)は、「公正な審理」の最も重要な判断基準は、対審手続の原則の尊重とともに、訴訟当事者間の「武器の対等」(裁判等における当事者平等の原則)であることを確認しており(北村泰三・国際人権と刑事拘禁 208 頁、裁判官・検察官・弁護士のための国際人権マニュアル 376 頁)、民事、刑事手続において当事者が審問において同等の機会を得、証人に対して尋問し、手続の全過程に出席することの重要性が指摘されている(ヤヌシュ・シモニデス・国際人権法マニュアル 122 頁)。

同様な規定を有する欧州人権条約 6 条 1 項に関し、その有権的解釈機関である欧州人権裁判所は、「各当事者に対し、相手方との関係で不利な立場に置かれることのない条件で自己の主張を行う合理的な機会が与えられなければならない」(武器の平等の原則)とし(Judgement of 27.Oct.1993、Yearbook vol.36、p244)、一方当事者の出廷が保障されずになされた裁判が、武器平等に照らし、公正な審理を受ける権利の侵害になりうることを認め(出廷権の確立)、あるいは、民事手続における対審手続に対する権利を強調して、この権利は、「原則的に、刑事裁判または民事裁判の当事者は、裁判所の決定に影響を及ぼす目的で、たとえ国の法的機関に属する独立の構成員が提出したものであっても、提出されたすべての証拠および所見について知り、かつ意見を陳述する機会が与えられるということの意味する」、とする(前掲裁判官・検察官・弁護士のための国際人権マニュアル 377 頁)。したがって本人裁判においては本人の出廷が保障されなければならない。かかる事実も、欧州人権条約 6 条 1 項がわが国において国内法的効力を有する国際人権 B 規約 14 条 1 項と同様の規定であることから、わが国における出廷権を検討する上で参考にされる必要がある。

わが国の近時の裁判例においても、受刑者が民事事件(国家賠償)の打合せのために弁護士との接見を拒否されたり、刑務官の立会を付されたことを違法として提起した国家賠償請求事件で、広島地方裁判所平成 16 年 6 月 29 日判決平成 10 年(ワ)第 821 号は、請求を認容した上で、「B 規約 14 条 1 項は、・・・法の下での平等の訴訟法的具現として、刑事や民事・行政を問わず、訴訟手続における武器平等ないし当事者対等の原則を保障し」、と武器対等を実定法上の原則と認め、「この原則の帰結として、受刑者が追行しようとする民事訴訟手続について言えば、受刑者が自己の民事事件の訴訟代理人である弁護士と接見する権利を保障しているものと解するのが相当である」と判示している。

かかる理に照らしても、受刑者は、自己の民事・行政事件において、B 規約 14 条 1 項の保障する公正な審理を受けるため、あるいは武器平等ないし当事者対等の

原則の帰結として、自ら出廷する権利が保障されているものと解するのが相当である。

小括（出廷権の権利性まとめ）

以上、裁判を受ける権利（憲法 32 条）は、基本権を確保するための基本権として法の支配の不可欠の前提となり、自己決定の原則とデュープロセス思想に密接に結びつき、近代立憲主義を体現するものとして重要な意義を有する。したがって、裁判と評価されるためには、ふさわしい内実を備えた適正手続の保障が要求され、そのため憲法 82 条 1 項にいう公開の対審手続（当事者が裁判所および相手方の面前で口頭にて自己の主張・立証を行う機会が十分に与えられること）が保障されねばならない。それは、訴訟当事者は相手方との関係で実質的に不利・偏波な立場に置かれることがない条件・環境下で自己の主張を行う合理的な機会が保障されねばならないことを意味し（武器の対等）、そのために必要な場合、自ら裁判所に出廷する権利が妨げられてはならない。したがって、出廷権の保障は、裁判の本質、自己決定の原則、適正手続保障、対審手続保障、公正な審理を受ける権利、武器対等の原則に根ざすものであり、憲法 32 条、82 条 1 項、31 条、13 条、国際人権 B 規約 14 条 1 項によって保障された人権といわねばならない。

2 刑事被拘禁者と出廷権

（1）問題の所在 - 人身の自由制約、施設管理権との関係等

では、かかる出廷権は、人身の自由を奪われた刑事被拘禁者にも等しく保障されるのであろうか。

この点、自ら犯した罪の結果、法律の定める手続によって人身の自由を奪われている刑事被拘禁者であるにもかかわらず、提訴さえすれば出廷でき、一時的にせよ施設外に出ることが無制約にできてよいのか、とくに施設に対する牽制目的で事実上反する申立を反覆して行うような濫訴的傾向を有する者の場合や、およそ荒唐無稽な内容の主張自体理由のないことが明白な場合も受当するのか、あるいは一般的に出廷権が認められることになれば他の受刑者がこれを模倣して提訴が多発し刑務所内の規律秩序が著しく害され職員の負担が著しく増大する危険を招きかねない、という疑義もありえる。

また、施設側が現に主張し、かつ多くの判例が認めているように、刑事被拘禁者は、自ら犯した罪のため人身の自由を奪われているのであるから、刑の執行という国家目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内で、その権利・自由を制約されるのはやむを得ないことであり、管理権を有する刑事施設長が、当該訴訟事件の種類、性質、および出廷が刑の執行に及ぼす影響、護送の難易（戒護の人数）等を総合的に判断し、その裁量により出廷の許否を決定できるのであって、裁量に逸脱濫用がない限り当不当の問題は生じても違法ないし人権侵害の問題は生じない、との見解もある。

(2) 検討

刑事被拘禁者といえども基本権を確保するための基本権は保障される。

すなわち、第 1 に、裁判を受ける権利は、前述のごとく法の支配の不可欠の前提であり、近代立憲主義を体現する重要な意義を有し、基本権を確保するための基本権たる性格をもつものであり、裁判を受ける権利と、その基本的要素である出廷権は、憲法及び国際人権 B 規約 14 条 1 項により何人にも保障された基本権であり、人身の自由が奪われている刑事被拘禁者にも当然保障されていることが確認されねばならない。本件においては、まず、この点が明確に認識される必要がある。

法の支配は、刑務所の門前で終わるものではなく、例えば刑務所内で暴行を受けた者は、社会内において暴行を受けた人と同様に、刑法による保護を受ける権利があると同時に民法による保護を受ける権利も当然に認められるのである（アンドリュウ・コイル・国際基準からみた刑務所管理ハンドブック・矯正協会発行 81 頁参照）。

罪を犯したとして刑の言渡を受け、適法に人身の自由を奪われている受刑者ら刑事被拘禁者といえども、人身の自由以外の基本的人権は一般市民同様に享有しているのであって（最高裁大法廷判決昭和 45 年 9 月 16 日民集 24 巻 10 号 1410 頁未決拘禁者に関する喫煙禁止に関する判決、アンドリュウ・コイル前掲書 27 頁、刑事施設受刑者処遇法第 1 条参照）、被拘禁中は、たとえ身体、精神的自由権、財産権、名誉権等が侵害されても、裁判を提起し、主張立証のため必要な場合に自ら出廷し審理を尽くして公正な判決を受けることは諦めよ、などという考え方は到底認めることはできない。

第 2 に、裁判は、早期提起、早期解決とすることが多くの場合必要であり、権利侵害があるのであれば、刑事被拘禁者といえども裁判提起を釈放後まで控えることはできない。なぜなら、（ ）裁判は証拠にもとづき認定されるものであるところ、早期に訴訟提起され審理が開始されなければ証拠特に書証や証人の記憶の喪失を招く危険性がある、（ ）たとえば名誉毀損のように、放置しておくとも損害が拡大する場合がある、（ ）受刑中も時効の進行は中断されないなどの事情があるからである。さらに言えば、死刑確定者、無期懲役受刑者については、出所自体が不確定であり、「釈放後」を想定するのは困難である。

第 3 に、民事訴訟には、訴訟代理の制度があり、困窮者に対しては法律扶助の制度もあるのであるから、出廷権を認めない、あるいは制限しても構わないという議論があるが、裁判制度の理解を誤っている。本人訴訟を許容し、弁護士強制の制度がない我が国においては、訴訟代理・法律扶助の制度は、あくまで本人の訴訟遂行を十全ならしめるための補充的なものであり、これに代わるものではない。それがゆえに、費用がなければ弁護士を選任することができないし、法律扶助も当番弁護士等の制度とは異なり、扶助する事件について条件をつけて審査を行い選別することが許されているのであり、これから漏れる者が出ることを予定している。このように訴訟代理人を確保する権利が保障されていないにもかかわらず、訴訟代理制度の存在を出廷権の制限の理由とすることは許されない。

また、上述のとおり、当事者本人は、権利義務の主体として、事実関係を最も良

く把握している者であり、また利害関係を有しているため代理人よりもよりの確な主張、意見を述べるができる面があるのであって、本人を助けるための制度である訴訟代理の制度の存在をもって、本人の訴訟追行を否定することは、本末転倒である。

以上のとおり、刑事被拘禁者について、刑事拘禁されていることをもって出廷権が保障されないということは許されない。

刑事被拘禁者が出廷を認められない場合の不利益

このように刑事被拘禁者の出廷に権利性を認めるべき必要性があることは、刑事被拘禁者に出廷が許可されない場合の不利益を考察することでも実質的に裏付けられる。

() 当事者の欠席の場合の一般的ルール

一般に、当事者の一方が最初に為すべき口頭弁論期日に出頭しないときには、当該期日を延期するか、又は延期せずに民事訴訟法（以下「法」という）158条（旧138条）を適用して訴状又は答弁書等を陳述したものとみなして出頭当事者に弁論をさせて審理をすすめるべきものと解釈されており、当事者双方が口頭弁論期日に欠席した場合には、裁判所としては、職権で次回期日を指定するか、又は次回期日を指定せずに法263条（旧法238条）を適用して、1月以内に期日指定の申立がない場合、または連続2回出頭がない場合、訴え取下擬制により裁判を終了することができるものと解釈されている。

なお、法（平成8年改正法、平成10年1月1日施行）244条において、双方欠席の場合に審理の現状に基づき判決言渡ができる旨の規定が新設されたが、訴え取下擬制による対処が本則とされるべきで、この規定によることは極力控えらるべき、とされている（加藤新太郎ほか編・新民事訴訟法の理論と実務（上）285頁）。

() 刑事被拘禁者の相手方が出頭した場合 - 武器不对等

刑事被拘禁者の出廷が拒否され、相手方ないしその代理人が出廷したら、どうなるか。

裁判所は、刑事被拘禁者が最初に為すべき口頭弁論期日に出頭しないときには、当該期日を延期するか、又は延期せずに法158条（旧138条）を適用して訴状又は答弁書等の陳述を擬制し、出頭当事者に弁論をさせて審理をすすめることとなる。期日に出頭できなかった刑事被拘禁者は、当該期日で行われた弁論内容を知ることができず、勿論その場で反論等することもできない。続行期日が指定された場合、法158条の特例は適用されないため、口頭主義の基本に戻り、欠席者は続行期日までに主張書面を郵送していても法廷での陳述は認められず裁判資料として認められず、出頭当事者の弁論のみに基づいて審理が進められる。したがって、第1回期日で陳述されなかった新たな論点が提出されても反論できないこととなる。証拠申し出は期日前にもすることができ（法180条2項）、当事者不出頭でも証拠調べをすることはできるが（法183条）、その場合、欠席当事者の反対尋問等防御権が明白

に侵害される。

要するに、当事者が裁判所および相手方の前で口頭にて自己の主張・立証を行う機会が十分に与えられているとは言えず、訴訟当事者が相手方との関係で実質的に不利な立場に置かれることがない条件・環境下で自己の主張を行う合理的な機会が保障されていないこととなり、一般市民には保障されている裁判を受ける権利、公正な審理を受ける権利の中核である、公開の対審手続の保障、武器の対等が全く空洞化されてしまう。

前記第6(5)の兵庫県弁護士会の勧告事案は、正にこの典型であり、事案は受刑者が国を被告として、自身に対する刑務官の違法行為を争った国家賠償事件において、被告国(刑事施設)側が第1回及び第2回期日の原告受刑者の出廷を拒絶しながら、自らは指定代理人を出廷させていたという事案であり、武器対等の原則を著しく損なう事例であった。

被告が国ではない場合(本件のような死刑確定者間、ないし一般市民相手の場合)においても、提訴だけ認められても出廷が認められなければ、武器対等の原則が損なわれ、公開の対審手続の保障、公正な審理を受ける権利の観点から著しい利益侵害があることは明らかである。本件において、相手方代理人が出廷し申立人が欠席のまま全部または一部敗訴した事案は、正にこの場合に該当する。

() 刑事被拘禁者を含め双方欠席の場合 - 実質的な裁判拒否

では、刑事被拘禁者の出廷が拒否され、相手方も欠席したら、どうなるか。

裁判所としては、職権で次回期日を指定するか、又は次回期日を指定せずに法263条(旧法238条)を適用して、1月以内に期日指定の申立がない場合、または連続2回出頭がない場合、訴え取下擬制により裁判を終了し、例外的に、法244条により審理の現状に基づく判決言渡にて終了させることが想定される。

かかる場合の典型が、東京地判平成5年6月1日判例時報1529号93頁(ロス疑惑事件名誉毀損報道に関する慰謝料請求事件)であり、刑事施設が未決被拘禁者の民事訴訟への出廷を認めず、被告新聞社も答弁書も提出せず欠席した事案において、以下のように判示している。

すなわち、

「本件は、当事者双方が口頭弁論期日に欠席した場合に該当するが、本件に法238条(現263条)を適用するのは、妥当ではない。なぜなら、同条は、当事者双方が事件の進行を欲しないことに対する措置を定める趣旨の規定であって、双方欠席の場合には、その後3箇月以内(現、1か月以内)に期日指定の申立てがされない限り、両当事者に訴訟を進行する意思のないものとして、訴えの取下げがあったものとみなすこととしているのであるが、前記のとおり、本件においては、原告は、訴訟を進行する意思があるにもかかわらず、期日に出頭することができないことが明らかであるからである。本件のような事情がある場合に、双方欠席の場合であるからといって、機械的に同条を適用すると、未決勾留中の原告から憲法上保障された裁判を受ける権利を奪ってしまうことになる恐れがある。

それでは、法 238 条（現 263 条）を適用せずに、当裁判所が本件第 1 回口頭弁論期日を延期して職権で次回期日を指定したらどうなるであろうか。

東京拘置所は、未決勾留中の刑事被告人が当事者となっている民事訴訟の口頭弁論期日への当該被告人の出頭については、弁論のみが予定されている期日については出頭を許可せず、本人尋問、証人尋問等の証拠調べが予定されている期日に限って出頭を許可する旨の基準を設けていることは、当裁判所に顕著な事実である。したがって、第 1 回口頭弁論期日を延期して次回期日を指定したとしても、弁論のみが予定されている期日である限り、原告は、期日への出頭が許可されないために、次回期日も再び欠席せざるを得ないであろうことが予測される。

他方、被告は、事前に期日の変更を申し出ることなく、本件第 1 回口頭弁論期日に出頭しなかったのであり、呼出しを受けてから本件第 1 回口頭弁論期日までには 1 箇月余りの余裕があったのに、何ら応訴の準備をしなかったのであるから、被告には応訴の意欲がないことが窺われ、第 1 回口頭弁論期日を延期して次回期日を指定したとしても、被告が次回期日に出頭しない可能性が高い。

したがって、仮に、当裁判所が本件第 1 回口頭弁論期日を延期して職権で次回期日を指定したとしても、再び双方欠席の状態となる可能性が高く、そうすると、期日の延期と次回期日の指定を繰り返すことになって、訴訟が際限なく長引き、審理が空転したまま、いつまでたっても終了しないという異常な事態が発生し、原告の権利保護の早期実現が阻害されるという不当な結果がもたらされる。」

すなわち、上記東京地裁判決のように「本件のような事情がある場合に、双方欠席の場合であるからといって、機械的に同条を適用すると、未決勾留中の原告から憲法上保障された裁判を受ける権利を奪ってしまうことになる恐れがある」のであって、裁判を受ける権利をして「裁判拒絶の禁止」にとどまるとの見解に立った場合でも、実質上、出訴権を奪ってしまうことになる。

この点、最高裁判所も、法改正により出訴期間が短縮された事案において、「その期間が著しく不合理で実質上裁判の拒否と認められるような場合でない限り憲法 32 条に違反するということとはできない」（最高裁大法廷判決昭和 24 年 5 月 18 日民集 3 巻 6 号 199 頁）と判示しており、裏面からみれば、裁判の拒否とみられるような場合であれば憲法 32 条に反することを認めている。したがって、最高裁判所は実質的に出訴権侵害が裁判の拒否となるような場合は憲法 32 条違反となりうることを認めている、と考えることができる。

（ ）本件へのあてはめ

本件において、大部分の事件が訴え取下擬制により終了し、1 件のみ双方欠席のまま終局判決により終了しており、正に法 263 条、244 条が適用されたものと認められる。

かかる場合、やはり申立人の裁判を受ける権利は実質的に奪われた結果となり、実質上の出訴権侵害（裁判拒否）と評するほかなく、かかる扱いが一般化すれば、刑事被拘禁者から訴えられた場合、答弁書も提出せず欠席すれば事実上、被告勝訴とほぼ同様の利益状況を確保できることとなり、刑事被拘禁者の人権保障は全く空

洞化してしまうこととなる。

小括

以上、刑事被拘禁者の出廷が認められない場合の不利益は重大であり、相手方も欠席した場合は実質的に裁判拒絶され裁判を受ける権利を剥奪されたに等しい結果となり、相手方出席の場合は武器平等・当事者対等の原則に明白に違反し公正な審理を受ける権利の侵害状態となると言わざるを得ない。

したがって、理論的にも、利益考量の面からも、受刑者に出廷権が基本権として認められるべきである。

出廷権を制約する原理について

() 移動の自由喪失、集団的管理運営の観点からする制約可能性

他面において、刑事施設は多数の被拘禁者を収容し、懲役刑確定者（受刑者）に対しては自由刑として社会からの一般的隔離と自由抑制自体による苦痛を付与して贖罪させ、刑の執行を行うという責務を負った国家施設であり、未決被拘禁者に対しては、逃亡または罪障隠滅の防止という勾留の目的により、その居住を刑事施設内に限定させ、その限度で身体的行動の自由及びそれに伴うその他の自由の一定の制限を付しているのであり、死刑確定者に対しては死刑執行に至るまでその居住を刑事施設内に限定し、その自由制限に関しては少なくとも未決被拘禁者と同様の範囲での制限は是認されるものであり、これら被拘禁者は移動の自由抑制に伴う自由制限は甘受すべき立場にある。そして多数の被拘禁者を収容することから、これを集団として管理し規律を保持する必要性も認められる。

被拘禁者は、かかる拘禁目的と刑事施設の規律保持の要請に照らし、移動の自由並びにそれに伴う自由制限は一般的に甘受しなければならない。出廷権は、施設外への移動を伴うため、施設管理上負担が発生する面は否定できない。

() 人権制約の必要最小限性

しかし、個人の尊重（憲法 13 条）を最も根源的な価値基準としている日本国憲法下の刑事施設としては、たとえ凶悪な犯罪を犯した刑事被拘禁者に対しても、拘禁目的と施設管理の規律保持のために必要な最小限の制限の範囲で認められるというべきである。

出廷権が基本権を確保するための基本権としての重要性を有し刑事被拘禁者にも等しく保障されていることに照らせば、裁判所が具体的な訴訟において訴状審査、事前の争点整理等を尽くした上で民事訴訟手続き上の必要性並びに心証形成の必要性のため口頭弁論期日に出頭を求めた場合、移動自由に伴う制限もその限りで解除されると見るべきであり、原則として出廷は認められるべきである。

例外として、当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合は、出廷する権利の制限が許されると考えられるべきである（広

島弁護士会国家賠償請求事件にかかる広島高等裁判所平成 17 年 10 月 26 日判決・平成 15 年（ネ）第 149 号参照）。

したがって、施設に対する牽制目的等で申立を反覆して行う濫訴的なものである、荒唐無稽な内容や主張自体理由のないと思われる、他の受刑者がこれを模倣して提訴が多発し、護送などの職員の負担増大を招きかねない、等の理由で安易に出廷の制限が認められることがあってはならない。

なぜなら、

（ a ）施設に対する牽制目的かどうか一義的明白に認定し得ないものであって恣意的判断の危険性が大きい。

（ b ）濫訴的傾向という概念自体、あいまいであり恣意的判断を招く危険性が大きく、また、本件においても申立人は 10 数件もの提訴を行っているが、これは提訴しても出廷が認められず実体審理に入ることが事実上拒否されたため何度も提訴を重ねる結果になったものと推測される。仮に、同一当事者間の同一事案に関する不当な提訴が繰り返される場合でも、裁判所の権限で訴権濫用により却下判決にて処理することが本則である（たとえば、東京地判平成 7 年 7 月 14 日判例時報 1541 号 123 頁、過去 17 年余りの間に 14 回にわたり提起された実用新案権の侵害を理由とする損害賠償等請求が、一部請求の名のもとに徒に同一の訴訟を蒸し返すものであり、訴権の濫用に当たるとして、訴えが却下された事例）。

（ c ）およそ荒唐無稽な内容で主張自体失当かどうか立場の違いで非常に幅のある概念であり、施設内の調査だけで一方的に判断することは恣意的判断を招く危険性が大きい。

（ d ）さらに、仮に、精神疾患が疑われるような文面であり主張自体理由がないのではないかと思われるものであっても、真実、人権侵害の事実が潜んでいる事案もありえ、訴状審査を通過し裁判所から呼出状がなされた事案については、裁判手続内において審理の上、請求の当否の判断がなされるべきである。

（ e ）他の被拘禁者による模倣の多発による秩序紊乱、施設側の負担増の危険性については、可能性を全く否定することはできないが、模倣に過ぎないかどうかは判断に恣意性、主観性が入り込む余地が大であり、基準として抽象的、曖昧なものである。

また真実救済を求めるための訴訟であれば先例者を模倣して提訴した面はあっても出廷が否定されるべきではないこと、出廷が一般的に認められることになれば一定提訴、提訴が増加することが予想されるが、これは従来、必要な場合でも出廷が一般的に認められず刑事被拘禁者が権利侵害を受けていても諦めていたものが、実質的救済を受けうる可能性が出てきたことで提訴を諦めなくなることに伴う当然の結果とも言え、受刑者にも等しく裁判を受ける権利を保障する以上、国家として当然受忍すべきである。

（ f ）施設外への護送の負担についていえば、過剰収容の情勢の下、人員配置に相応の負担があることは否定できないが、だからといって基本権である出廷権を公正な審理のため必要であるとして裁判所から呼出状が出されているなど出廷を

求められているにもかかわらず制限することは原則として許されないものであり、例外的に許されるか否かは上記（ ）の基準に照らし厳格に検討されるべきである。なお、国は予算その他政策上、施設に関し適切な人員増を図るなどにより出廷要請に対応できる環境を作る責務があると思料する。

() 損害賠償命令との関係

本年、『犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律』が成立し、いわゆる損害賠償命令制度が導入されたが、これによると、一定の犯罪類型の刑事事件の裁判後、口頭弁論もしくは審尋を経て、被告人に対して損害賠償命令が出されることとなった。口頭弁論もしくは審尋の際、裁判所は、当事者を呼び出すことが義務づけられているため、今後、かかる形態の民事訴訟及び刑事被拘禁者の出頭請求は増えていくものと思料される。したがって、損害賠償命令制度により呼び出される被告人にも出廷は確保されるのか、犯罪被害者と刑事被拘禁者の民事訴訟における武器対等はいかに確保されるのかが差し迫った重要課題となるものと思われる。

その意味でも、裁判所からの呼出があれば原則として応じることが拘置所の責務であることの意義が確認されねばならない。

() 以上、結局のところ、上記（ ）の要件に欠ける出廷制限は人権侵害というべきである。

3 裁判所に期待される役割 - 出廷回数の合理的調整

(1) 裁判を主催する裁判所は、刑事被拘禁者が相手方との関係で実質的に不利・不平等な立場に置かれることがない条件・環境下で主張を行う合理的な機会を保障しつつ、人身の自由を奪われている刑事被拘禁者の立場や護送の人数等刑事施設側に施設管理上の負担があることにも配慮することが望まれる。

特に、前記のとおり、損害賠償命令制度により呼び出される被告人にも出廷は確保されるのか、犯罪被害者と刑事被拘禁者の民事訴訟における武器対等はいかに確保されるのかが差し迫った重要課題となるものと思われる。そこで、受訴裁判所と最高裁判所に期待される対応を考察し、これまでの運用を改善するために最高裁判所が検討すべき対応について検討する。

(2) この点に関し、裁判所は、一般の事件以上に、期日外釈明権を行使して、口頭弁論期日を待つことなく期日外でも当事者の主張、立証に不明確な点があれば釈明を求め（平成8年改正民訴法149条）、同改正法にて導入された新たな争点及び証拠の整理手続（法164条以下）、並びに集中証拠調べ（法182条以下）を有効適切に活用し、刑事被拘禁者の出廷回数を合理的な範囲に調整することが期待される。

具体的には、

当事者が遠隔地に居住している場合などに活用される、書面による準備手続（法175条以下）を用いて、当事者双方の出頭なしに準備書面の提出等あるいは電話会議の方法で争点及び証拠を整理し（法175条、176条3項）、当事者

の一方の出頭を得て弁論準備手続にて電話会議の方法で争点と証拠の整理を行い(法 170 条 3 項、規則 91 条)、かかる準備手続の終結後の口頭弁論期日において、証拠調べによって証明すべき事実を当事者との間で確認し(法 165 条 1 項、170 条 5 項、177 条)、可能ならば同日、ないし次回期日に一気に人証調べまで進めることも検討されてよいと考える。また、弁論期日外で行われる進行協議期日は当事者の一方の立会で電話会議の方法で争点確認を行うこともでき、裁判所外で行うこともできるので(規則 96 条 1 項、97 条)、受命裁判官(規則 98 条)による刑事施設での進行協議期日の実施など柔軟な対応が期待される。

改正民訴法においては、第 1 回口頭弁論期日を先行させる審理モデルが想定されており(規則 60 条 1 項本文、2 項)、通常は第 1 回口頭弁論期日において訴状、答弁書等が陳述されて事件の振分けが行われた後、直ちに争点整理手続ないし書面による準備手続(場合により進行協議期日)が持たれ、その結果が争点整理手続直後の口頭弁論期日において上程あるいは確認され、引き続き集中証拠調べの手続に入り、判決言渡(出頭を要しない)との流れが想定される(前掲新民事訴訟法の理論と実務(上)299 頁)。刑事被拘禁者の裁判においても、公正適切な裁判の要請上、基本的にはかかる流れが望ましいが、前述の特殊性に鑑み、第 1 回口頭弁論期日前の争点整理手続先行モデルも事案に応じ柔軟に用いられてよいと考える。

なお、本件以後の改正であるが、平成 15 年改正民訴法(平成 16 年 4 月 1 日施行)において、電話会議システムを利用して実施される弁論準備手続期日においても、当該期日に出頭していない当事者が訴えの取下げ、和解並びに請求の放棄及び認諾をすることができることとなった(法 170 条 5 項の削除)。今後は、かかる制度を適切に活用して、電話会議システムを利用した和解協議なども期待される。

他方、訴え取下擬制(法 263 条)は、あくまで著しく不熱心な訴訟追行に対処するために設けられたものであり(民事訴訟手続に関する検討事項・法務省民事局参事官室編別冊 N B L 23 号)、期日における欠席が訴訟引延しの手段に用いられる弊害に対処するためのものであることが再確認されなければならない(前掲新民事訴訟法の理論と実務(上)282 頁以下)。ゆえに本件申立人のように、訴訟追行意思を明示している者に対し、訴えの取下擬制により実体審理に入らず裁判を終結させることは実質的な裁判拒否になるから厳に慎むべきである。今後は、裁判所側からも欠席当事者への問い合わせをより慎重に行い、欠席が同人の任意の意思によらない場合など特別の事情の有無をより緻密に確認するという運用が求められる(前掲書 284 頁)。

そして、刑事被拘禁者が裁判所の呼出に応じて出廷要請をしているにもかかわらず、刑事施設が特別の事情もなく不許可にしている場合、当事者及び刑事施設への問い合わせを重ね、準備手続等を重ねて争点整理を行いつつ、刑事施設に出頭許可を促し、どうしても刑事施設が許可をしない場合、裁判を受ける

権利を国民に保障すべき裁判所として、裁判所法 69 条 2 項に基づき、最高裁判所に対し、裁判所外で法廷を開くことを求めるべきである。

4 東京拘置所による人権侵害

(1) 刑事施設による出廷権保障の必要性

刑事被拘禁者の出廷権を確保するには、身体を拘束している刑事施設が、拘禁関係を維持しながら、裁判所に出廷希望者を連れて行くのが最も直截的である。従って、第 7、2、(2) で指摘したとおり、出廷権の基本権性に照らし、刑事施設は刑事被拘禁者が裁判所から呼出を受けた場合、原則として出廷を許可しなければならないが、例外として、当該具体的事情の下で、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の重大な障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限って出廷する権利の制限(不許可)が許されると考えるべきである。

なお、呼出をかける裁判所側においても、刑事被拘禁者が移動の自由を喪失している基本的地位にあること及び施設側にも出廷に関し事務的負担もあることを勘案して、具体的な訴訟において訴状審査、事前の争点整理等を尽くした上で口頭弁論期日の呼出をかけるよう、一定の工夫が求められるものとする。

(2) 死刑確定者の場合

東京拘置所は、申立人のような死刑確定者については、刑事被拘禁者一般の出廷の許否基準に加え、「死刑確定囚を民事裁判に出廷させることは、逃走防止の見地から警備上問題があり、一般人の目に触れさせることも避けたい。死刑確定囚を出廷させた先例もないはず。」と考えているようである(東京地裁書記官による聴取内容、別紙一覧表案件番号 20)。

この判断は、1963(昭和 38)年矯正局長通達(「死刑確定者の接見及び信書の発受について」)が、()死刑執行の確保のため一般社会とは厳に隔離されるべきものであり、本人の身柄の確保を阻害し又は社会一般に不安の念を抱かせる恐れがある場合、()本人の心情の安定を害するおそれのある場合、()その他施設の管理運営上支障を生ずる場合、には外部交通を「概ね許可を与えないことが相当」として以来の、死刑確定者の外部交通を極度に制限してきた事と軌を一にするものと思料される。

しかしながら、これは以下に照らし妥当でない。

すなわち、

1) 監獄法(2006年5月24日より「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律」と名称を変更し、刑事被収容者処遇法施行まで存続)第9条が、死刑確定者の処遇について特段の規定なき限り未決勾留者に準ずると規定していることに反する。

2) 国連規約人権委員会も第 64 会期・最終見解・1998(第 4 回審査)におい

て、「委員会は、死刑確定者の拘禁状態について、引き続き深刻な懸念を有する。特に、委員会は、面会及び通信の不当な制限並びに死刑確定者の家族及び弁護士に執行の通知を行わないことは、規約に適合しないと認める。委員会は、死刑確定者の拘禁状態が、B規約7条、10条1項に従い、人道的なものとされることを勧告する。」と指摘している。

3) 大阪地方裁判所 1958(昭和33)年8月20日判決も、「刑罰的效果や将来の犯罪の防止の目的を未決拘禁の目的に導入してはならない。拘置監から監獄の色彩を思想的にも制度的にも完全に払拭し、未決拘禁者の人格の尊重と自由権の享有が図られなければならない。死刑囚の刑の執行に至るまでの拘禁生活において、人たるに値する生活を保障すべき度合が、未決拘禁者以下であってよい、法律的、道義的理由は皆無である」と判示している。

4) また、小野清一郎・朝倉京一「改訂監獄法」は、「(未決規定の死刑確定者への準用は) 刑死を待つ者に対する立法者の抑止しがたい人情にもとづく『法の涙』による。それが死刑確定者に在監者中いわば最も高い法律的地位を認め、比較的自由な処遇を与えている趣旨であるとおもわれる」と指摘している。

5) 「心情の安定」は拘禁施設が死刑確定者(そしてその家族の)内心に介入するものであり、収容者一般に対する自殺や逃亡の防止に対する配慮義務以上に、権利制限根拠規定とされるべきではない。

6) 2007年6月施行された刑事被収容者処遇法では、衆参両院の法務委員会における附帯決議で、「『心情の安定』(新法32条1項)は、死刑に直面する者に対する配慮のための原理であり、これを死刑確定者の権利を制限する原理であると考えてはならない」との内容が確認された。

7) 以上、死刑確定者に対しても未決に準ずる処遇を基本とするべきであり、逃走防止については、他の刑事被拘禁者と区別した特別な配慮が必要だとは考えられないし、一般人の目に触れさせることを避けたいという配慮は必要がない。

(3) 本件へのあてはめ

本件において、東京拘置所長は、同所自身が認めるだけでも、少なくとも5件の民事訴訟事件につき、合計9回、裁判所から呼出状が送付されたことを理由とする申立人の出廷願いに対して、全て不許可としている。その具体的な理由について東京拘置所長は回答を拒否している(第4、1(2))。

しかしながら、本件の一連の事件の発端は、申立人に対して、B氏が結婚している事実を秘して養子縁組の話すすめようとしたかどうかということにあり、精神的苦痛等、法的に保護される利益の侵害の有無が問題となり得る事案である。また、そのトラブルを契機として発生した、麦の会の事務局運営や名誉毀損等についても、多数の関係者が閲覧する文書上での名誉毀損という問題に発展しており、法的な解決が図られてしかるべき事案といえる。

現に、申立人が作成した文章については、B氏が一部勝訴の判決を得ているという事実も指摘でき、出廷権行使の濫用とは言えない。東京拘置所長から上記のとおり不許可とした理由は何ら明らかにされていないが、申立人の出廷権の行使が第7、2(2)及び第7、4(1)で述べた出廷する権利の制限(不許可)が例外として許される要件に当る事情は伺えない。

したがって、申立人の出廷申し出をすべて不許可とした東京拘置所長の行為は、申立人の出廷権を侵害したものと考えざるをえない。

よって、東京拘置所長に対し、申立人から、今後裁判所から出廷を求められたことを理由として出廷の申し出がなされた場合、上記の出廷を不許可とする要件がない限り、申立人を出廷させるよう勧告するべきである。

また、

東京拘置所長に対し、刑事被拘禁者に対し呼出状が送付されるなど裁判所から出廷を求められた場合、出廷許可を原則とし、例外として当該具体的事情の下、刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷を不許可とする運用をし、又そのための具体的処理規程を策定し、不許可の場合には具体的理由を告知するなどして、刑事被拘禁者の裁判を受ける権利、自ら出廷し訴訟活動を行い公正な審理を受ける権利の実現に十分に努めるよう勧告すべきである。

5 法務省矯正局による人権侵害

(1) 法務省矯正局の責務

法務省矯正局には、矯正行政全般に関する事務を司る法的権限があり、各刑事施設が、受刑者、死刑確定者などの刑事被拘禁者の権利を侵害している場合には、その是正を指示、指導し、適法かつ妥当な刑事被拘禁関係を確保、維持する責務と権限が存する。

刑事被拘禁者の出廷権に関しても、法務省矯正局には、各刑事施設に対し、裁判所から呼出状が送付されるなど刑事被拘禁者が出廷を求められた場合、原則として出廷が許可されるべきであり、例外として当該具体的事情の下、出廷を許すことによって刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することのできない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合でなければ、刑事被拘禁者を出廷させるよう指示、指導をする責務があると考えられる。各刑事施設が、上記の要件がないにもかかわらず、刑事被拘禁者を裁判所に出廷させないという運用をしていることの報告があり、或いはその事実を覚知した場合には、これを是正すべく、刑事施設に対し、出廷を許可するよう指示、指導をする責務がある。

(2) 本件へのあてはめ

法務省矯正局は、東京拘置所から、申立人がたびたび東京拘置所に対し出廷の許可を求めていたことについて、報告を受けて覚知していたか否かについては明らかでない。

しかし、法務省矯正局は、第4、2で述べた法務省矯正局回答や第6で指摘した各地の弁護士会の勧告等の存在に照らし、多くの事案で刑事施設が上記第7、2(2)及び第7、4(1)で述べた出廷を不許可とする要件がないにもかかわらず、刑事被拘禁者の民事裁判への出廷を認めていない実態を知り、知り得る立場にあった。

にもかかわらず、法務省矯正局は、これを放置し、刑事施設に対し、上記の出廷を不許可にする要件がない場合でも出廷を許可するよう指導・助言をなんら行ってこなかったと認められる。また本件申立人の出廷が東京拘置所によりすべて不許可にされたのも、かかる法務省矯正局の一連の対応に影響された結果であることが推認され、このようなことからすると、法務省矯正局も、申立人の出廷権を侵害したものと判断せざるをえない。

よって、法務大臣及び法務省矯正局長に対し、今後、申立人から裁判所より出廷を求められたことを理由とする出廷許可の申し出が東京拘置所になされた場合、原則として出廷が許可されるべきであり、例外として当該具体的事情の下、出廷を許可することによって東京拘置所内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると十分な根拠に基づいて認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる事情がない場合には、申立人が出廷し、公正な審理を受ける権利が実現されるよう、指導・助言するよう勧告すべきである。

また、法務大臣及び法務省矯正局長に対し、今後、刑事被拘禁者から、裁判所呼出状が送付されるなど出廷を求められたことを理由とする出廷の申し出が全国の刑事施設に対してなされた場合、原則として出廷を許可し、例外として当該具体的事情の下、刑事施設内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると認められ、そのため出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷不許可が許されるとする運用をすること、そのための具体的処理規程を策定し、不許可の場合には具体的理由を告知するなどして、刑事被拘禁者の裁判を受ける権利、自ら出廷し訴訟活動を行い公正な審理を受ける権利の実現に十分に努めること、を指導・助言するよう勧告すべきである。

6 法律扶助協会による人権侵害の有無

(1) 法律扶助協会の責務

民事法律扶助制度によって訴訟代理人が選任できれば、本人自身の出廷が実現しなくとも、訴訟の係属が叶い、実質的には出廷権が確保されることになる。そこで、出廷権の確保という観点から、法律扶助協会がいかなる責務を有しているのかを検討してみる。

すべて司法権は最高裁判所及び下級裁判所に帰属しており（憲法 76 条 2 項）、国民主権下において、裁判を受ける権利を国民に保障する責務を有するものは疑いもなく国家機関である裁判所である。法律扶助協会は、財団法人であり、裁判を受ける権利の保障の責務を負う第 1 次的な組織とは言えない。ただし、民事法律扶助法にもとづき裁判を受ける権利の実質的な保障のための制度として設けられ、そのことは同法成立時の衆参両院の付帯決議でも確認されており、唯一、法律扶助協会のみがこの事業を行うものとして指定を受け、国庫金の支給を受けている（ただし、司法支援センターの設立により 2007 年 3 月末日をもって解散した。）。

しかしながら、他方で、同法 7 条 1 項は、指定法人（財団法人法律扶助協会のことである。）は業務規程を定めて法務大臣の認可を受けなければならないと定め、同条 2 項は、「業務規程には、民事法律扶助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項（後略）その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。」と規定し、民事法律扶助法施行規則 4 条がこれを受けて、「四 援助の要件に関する事項」、「五 援助の要件の審査に関する事項」を業務規程の記載事項として定めていることからすると、法は、法律扶助の申込み全てに対して援助をすることを予定しているわけではなく、援助には要件が存在することを前提としている。

したがって、扶助協会には、申請のあった全ての事件について援助を行う責務を負うとは解されず、定められた要件の解釈、適用にあたって、恣意的に不平等な取り扱いを行わない限り、援助を行う義務に違反したとはいえない。

（ 2 ）本件へのあてはめ

法律扶助協会からの照会結果によれば、申立人の代理援助の申し出に対して、援助をしない理由を示した書面として、平成 13 年 4 月 13 日の不採用決定、平成 14 年 5 月 23 日付再審査申立て却下の決定、同年 6 月 3 日の援助不開始決定、平成 14 年 9 月 26 日付再審査申立て却下の決定があるが、いずれの決定も、申立人が法律扶助協会に宛て送付した一件書類を検討の上、勝訴の見込みが乏しいとの理由から、結論を導いている。

協会は、多数の同種申し出を受理し審査する過程において、具体的に援助の相当性を判断していることが伺われ、その判断基準や結果について、申立人の申し出につき恣意的に不利益な取り扱いをしたり、判断権限を濫用したとは判断できない。

したがって、本件で、法律扶助協会が申立人に対して裁判代理援助の開始を決定しなかったことをもって人権が侵害されたと認めることはできない。

ただ、弁護士に容易にアクセスできない刑事被拘禁者が、裁判を受ける権利を実質的に確保するためには、代理援助制度の活用も一つの大きな方策であることは否定できない。特に、損害賠償命令の導入をはじめとする犯罪被

被害者の権利保護制度が拡充されつつある昨今においては、刑事被拘禁者に代理援助を行うことは、被拘禁者の裁判を受ける権利の実質化という意義のみならず、全ての関係者にとって、より良い紛争解決をもたらすことが期待される。かかる観点からすると、刑事被拘禁者からの申し出に対しては、援助の要件の解釈適用は、より柔軟に行うことが望ましいし、要件自体の見直しも検討されても良いと考える。

今回の人権擁護委員会の措置は、刑事被拘禁者が当事者となった民事訴訟や行政訴訟において、実質的な裁判拒否や武器不对等の結果にならぬよう、刑事被拘禁者であってもより実質的な審理を受けることができるように、関係機関ごとに創意工夫すべきことを求める趣意のものである。

そこで、今後、より良い援助制度の検討の一材料として、申立人が問題提起した本件事件について、法律扶助協会の業務を引き継いだ司法支援センターに、本報告書を参考送付することが相当と考える。

7 受訴裁判所、最高裁判所の人権侵害性

(1) 受訴裁判所による人権侵害の存否

訴訟指揮と人権侵害性

受訴裁判所は、民事訴訟の期日に呼出状を送付した刑事被拘禁者である訴訟当事者が出頭しない場合に、いかなる措置をとるべきであろうか。

受訴裁判所は、基本的には、前述の当事者の一方または双方欠席の場合のルールにしたがい、期日の延期または法 158 条擬制陳述、ないし法 263 条訴え取下擬制、法 244 条による審理の現状に基づく判決言渡等の手続をとることになり、裁判官独立（憲法 76 条 3 項）の原則の下、手続進行についても当該裁判官の訴訟指揮の問題として自らの良心に基づく広汎な専門的裁量に委ねられることになると解される。もっとも裁判官の訴訟指揮といえども全く自由裁量というわけではなく、憲法 76 条 3 項の条文にもあるとおり憲法及び法律に従う必要があり、当該訴訟指揮が憲法ないし法律に反して著しく合理性を欠く場合、人権侵害を構成する可能性があることは否定できない。

しかし、その場合であっても裁判官独立の原則に照らし、基本的には上訴により裁判機関たる裁判所内において修正が図られるのが本則と言うべく、公正な論評による場合を除き、司法行政機関を含め他の機関による個別事件の判断、手続への容喙は慎まれるべきである。

この点、手続ではなく裁判内容に関する判例ではあるが、昭和 45 年 8 月 31 日神戸地方裁判所伊丹支部判決・判例タイムズ 253 号 204 頁も、裁判官がした法令の解釈適用行為が通説・判例に反し又は上級審で取り消された場合に国家賠償責任が発生するかについて消極に解し、「法令の解釈適用は、裁判官の専権に属し、いわゆる裁判官独立の原則が支配する領域に属する事柄であるから、裁判官が当事者の権利を侵害するため悪意をもって法令の解釈を歪曲して適用したとか、或いは職務上の注意義務を怠って明白な法令の誤

解をおかした場合は格別、一般に法令の解釈適用につき数種の見解が成り立ちえる場合においては、たとえ或る見解が通説とされ、或いは上級審の判例として確定しているごとき場合であっても、裁判官は、自己の識見と信念に従って通説判例に反する見解を採用することが許容されるのであり、たとえその見解が上級審において違法であるとして取り消されることがあっても、裁判官における法令の解釈適用につき、職務上の義務違反すなわち過失の問題が生ずる余地はないものと解するのが相当である。」としている。

かかる考え方は、個別事件の手續進行に関する裁判所の訴訟指揮についても同様に妥当するものと思料される。したがって、当委員会の見解によれば当該訴訟指揮が憲法又は法律に反し人権侵害性が否定できないと考えられる場合であっても、裁判官が当事者の権利を侵害するため悪意をもって法令の解釈を歪曲して適用したとか、或いは職務上の注意義務を怠って明白な法令の誤解をおかした場合でない限り、人権侵害性を前提とした人権擁護委員会の措置は控えられべきと考える。

以上を前提に以下考察する。

() 任意の連絡調整

刑事被拘禁者の出廷権も憲法 32 条、82 条 1 項、31 条、13 条及び B 規約 14 条 1 項により保障されている基本権であることを前提とすれば、受訴裁判所は、民事訴訟の期日に呼出を受けた刑事被拘禁者たる訴訟当事者が出頭しなかった場合、刑事施設の出廷不許可によりその者の意思に拠らずして出廷できない場合があることを勘案し、自らの権限を行使して、当該被拘禁者の出廷権が理由なく侵害されることのなきよう配慮することが求められる、と考えられる。

そのために、まず、訴訟当事者ないし関係者間に通常行われる任意の連絡調整として、当該刑事施設に当該被拘禁者からの出廷願いの有無等を照会する等して、当該不出廷が当該被拘禁者の意思によるものか否かを確認し、出廷不許可による場合は、不許可理由を照会するなどして刑事施設に任意の出頭協力を促す努力をすることが求められる。

併せて、審理の合理的遂行及び刑事施設の護送等の事実上の負担も勘案し、第 1 回口頭弁論期日前に書面による準備手続等を用いるなどして可能な範囲で期日前に争点及び証拠の整理を行い、出廷回数を合理的な範囲に調整する努力をすることも求められる、というべきである。

ただし、裁判所がこれら任意の連絡調整を怠ったとしても、それは出廷権保障の見地から望ましいこととはいえないが、あくまで任意の協力要請の次元にとどまるものであり、刑事施設が要請に応じたか否かは不確かと言うほかない以上、出廷権に関する第 2 次的な人権侵害性までは生じないものと思料される。

() 裁判所法 69 条 2 項上申

(a) 受訴裁判所が任意の連絡調整の努力をしてもなお当該刑事施設が当該

被拘禁者を出頭させない場合、受訴裁判所には民事訴訟の当事者を法廷に拘引してくる権限はなく、また、刑事施設に出頭協力を命じる権限もないので、それ以上、刑事施設に対し出頭を強制する手段、権限はないと言わざるを得ない。

その場合、受訴裁判所としては、当該刑事視察が当該被拘禁者を施設外には出頭させないことを前提に、以後の訴訟指揮を行わざるを得なくなるものと思料される。

(b) 裁判所法は、最高裁判所が、必要と認めるときは、その指定する他の場所で（裁判所外で）下級裁判所に法廷を開かせることができる旨の規定を置いている（69条2項）。被拘禁者を裁判所に出頭させない刑事施設であっても、当該刑事施設内部等で法廷が開かれれば、そこには刑事被拘禁者を出頭させる可能性があることは容易に考えられ、現に案件番号20において東京拘置所はそのように回答している。過去、死刑確定者が当事者となった訴訟につき、最高裁判所が下級裁判所に裁判所外で法廷を開かせた事例もある。

そこで受訴裁判所が、最高裁判所に対し、裁判所法69条2項に基づき裁判所外で法廷を開かせるよう、職権発動を促す上申を行わないとき、それが出廷権の消極的侵害になるかどうか問題となる。

この場合、受訴裁判所がかかる上申を怠ったとしても、受訴裁判所は最高裁判所に職権発動を促すといった、事実上の働きかけを行いうる立場に過ぎず、最高裁判所が上申に応じるか否か不確かであるから、受訴裁判所に出廷権侵害性は認められないのではないかとの考え方もありうる。

しかし、前述した受訴裁判所の刑事施設に対する任意の連絡調整の懈怠の場合は、すでに呼出状が送付されていて刑事施設にも民事訴訟への被拘禁者呼出の事実が認識されているが、それとは異なり裁判所法69条2項の場合は、受訴裁判所による職権発動の上申なくして被拘禁者の出廷制限の事実を最高裁判所が認識することはほとんど考えられない。たとえ被拘禁者の手紙等で事実自体は認識したとしても、当該事件の性質、審理の経過、訴訟関係者に対する任意の連絡調整の結果を知るのは受訴裁判所であり、かつ期日進行等については当該受訴裁判所の訴訟指揮の一環といえるから、最高裁判所としては個別事件において当該受訴裁判所から上申等の働きかけなくして職権発動をすることは想定しがたいことと言ふべきである。逆に、受訴裁判所から訴訟指揮の一環として当該上申があれば、最高裁判所は、受訴裁判所の審理判断の独立性を尊重して裁判所外法廷を開設する蓋然性が高いと考えられる。

よって、受訴裁判所の職権発動の上申は、実質的には最高裁判所が裁判所法69条2項の権限を行使する際の不可欠の前提と考えられ、明文の規定はないものの同条項は受訴裁判所の上申の権限根拠規定となっていると解すべきである。

そして法廷に出頭して公正な審理を受ける権利である出廷権の基本権性を勘案したとき、受訴裁判所において、被拘禁者たる当事者の不出廷がその者の不熱心な訴訟追行の結果ではなく刑事施設による出頭不許可によることが確認できた場合、当該訴訟の性質、審理の必要に照らし、裁判所外で法廷を開く必要性が認められる場合に、受訴裁判所が、最高裁判所に対し裁判所法69条2項に基づき裁判所外の法廷を開くよう上申する権限を行使しないことは著しく不合理であり、被拘禁者の出廷権を消極的に侵害するものと評される場合も生じうるものとする。

そこで、いかなる場合に裁判所外で法廷を開く必要性が認められるかが問題となるが、訴状審査を経て呼出状が送付され、訴訟救助決定もなされているようなケースにおいて、被拘禁者たる当事者が第1回期日から出廷を拒否されている場合は、双方欠席の場合は審理がいつまでも空転する可能性が生じ、かといって取下擬制が相当ではないことは前述のとおりであるから、244条判決による処理をなし得る例外的な場合を除き裁判所法69条2項の上申の必要性があるというほかない。一方当事者欠席の場合、そのまま審理を進め判決に至ることも形式上可能であるが著しく武器不平等と認められる場合は裁判所法69条2項の上申がなされるべきであろう。

本件においても、双方欠席の場合の案件番号3・4事件、相手方代理人出頭の場合の案件番号22事件など、裁判所法69条2項の上申の必要性が認められたのではないかと考えられる場合も散見される。

よって、かかる場合に裁判所法69条2項の上申をしなかった受訴裁判所の訴訟指揮行為は人権侵害と評しうる余地があることを否定はできないと思料する。しかし、被拘禁者の出廷権行使を妨げた第一次侵害者は刑事施設であること、未だ刑事施設による出廷権侵害の違法性が認められた判例はない現状にあること、そして前述の裁判官独立の原則に鑑み、当該受訴裁判所が当事者の権利を侵害するため悪意をもって法令の解釈を歪曲して適用したとか、或いは職務上の注意義務を怠って明白な法令の誤解をおかしたとまで認定できないので、人権侵害を前提とした措置はとらないこととする。

(2) 最高裁判所の人権侵害の存否について

問題の所在

刑事被拘禁者に呼出状が送付されるなど裁判所から出廷を求められ、刑事被拘禁者から出廷許可申し出がなされたにもかかわらず刑事施設の出廷不許可により裁判所に出廷できない場合、最高裁判所が裁判所法69条2項の権限を行使せず裁判所外に法廷を開設しないとき、それが刑事被拘禁者の出廷権に対する消極的侵害(不作為による侵害)になるかどうかの問題となる。

最高裁判所の考え

最高裁判所は、当委員会の照会に対し、

- () 死刑確定者(ないし既決囚)が提起した民事訴訟において、拘禁施設が出頭を認めないため欠席し、被告も出頭しないあるいは出頭できなかった場合、擬制取下で訴訟が終結してしまうことについて、報告を受けたり調査を行ったことはなく、実態を把握するための統計等をとったこともない。最高裁判所において検討を行ったことはないし、その予定もない。
- () 裁判所法 69 条 2 項に関して規則、その他取り決め、事務連絡等は制定していない。
- () 本件申立人が当事者となった事件について、要望等を受けたことは認識しているが、裁判所法 69 条 2 項に基づき裁判所外で法廷を開くことを検討したことはない。理由は、検討する理由がないと考えたためである。と回答している。

かかる回答から少なくとも最高裁判所は、刑事被拘禁者の民事訴訟を受ける権利ないし出廷権に関し、刑事施設による出廷不許可が多く適切十分な訴訟追行がなされにくい特殊性があることについて、特段の意を払っていないことが窺われる。

最高裁判所は、憲法第 81 条で「一切の・・・処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所」とされていることから、一般的に「憲法の番人」「人権保障の最後の砦」として憲法上の権利の保障に尽力することが期待される。

それに留まらず、裁判所法は、第 69 条 2 項において、下級裁判所が裁判所外で法廷を開くことを決定する権限を最高裁判所の専権事項として定めていることから、裁判を受ける権利や出廷権の重要性と、裁判所が刑事施設内部等で法廷を開けば、そこには刑事被拘禁者を出頭させて、出廷権の侵害が現実回避できる可能性が高いことを考慮するならば、刑事施設よって出廷が制限され、その権利が具体的に侵害され、あるいはされようとしていることを承知した場合、最高裁判所は上記の権限を行使することが強く求められ、また刑事被拘禁者の民事訴訟における出廷確保のためのルール作りなどに意を払うことが求められるというべきである。昭和 36 年に、死刑確定者故に裁判所外で法廷を開いた前例もある。

しかし、前述のとおり、受訴裁判所の職権行使発動の上申が、最高裁判所が裁判所法 69 条 2 項の権限を行使する実質的には不可欠の前提というべきであり、最高裁判所は、受訴裁判所からの職権発動の上申があった場合に始めて、その職務権限不行使による出廷権の消極的侵害の可能性が出てくるものと思料する。

よって、受訴裁判所からの上申がない本件においては最高裁判所に出廷権侵害の消極的侵害は認められない。

ただ、各地で刑事被拘禁者の民事訴訟に於ける出廷侵害の事案が多発していることは前記の全国の弁護士会の勧告例でも窺えることであり、前記のとおり受訴裁判所の訴訟指揮により、刑事拘禁者の人権が侵害されることもあ

りうること、そして刑事被拘禁者といえども裁判を受ける権利を実効的に保障されるべきであることの重要性に鑑み、最高裁判所に対し刑事被拘禁者の民事訴訟追行に関し別途意見書を送付することとする。

以 上

申立人事件一覧表

整理番号	案件番号	裁判所	事件名	原告(控訴人)	被告(被控訴人)	裁判所の対応	備考
1	1	東京簡裁	損害賠償請求事件	申立人	B	擬制取り下げ	案件番号 1の再訴。 出廷願 1回
	2	東京地裁	損害賠償請求事件	申立人	B	擬制取り下げ	
2	3	東京簡裁	損害賠償請求事件	申立人	B	東京地裁へ移送 (番号 4)	A氏の父の代理人許可となるも、反訴され、金額95万円のため東京地裁に移送
	4	東京地裁	損害賠償請求事件	申立人	B	擬制取り下げ	両当事者不出頭
3	5-1	東京地裁	損害賠償請求事件	申立人	B、J	判決あり(請求棄却)	両当事者不出頭も弁論期日が開かれて即日終結し、実体審理される
	5-2	東京高裁	損害賠償請求控訴事件	申立人	B、J	控訴状却下	案件番号5-2の控訴事件。 印紙未納のため
4	6	東京簡裁		申立人	E	擬制取り下げ	父を代理人申請するも不許可
	7	"		E 申立人			反訴
5	8	東京簡裁		申立人	F	擬制取り下げ	父を代理人申請するも不許可
	9	"		F 申立人		反訴却下(補正命令に応じない)	案件番号 8の反訴
6	10	東京簡裁		申立人	D	擬制取り下げ	第1回に父の代理人許可されるも第2回公判で双方不出頭で擬制取り下げ。その後、期日指定の申立てもなし
	11	"		申立人	D	擬制取り下げ	案件番号 10の再訴
7	12	東京簡裁		申立人	B	名古屋簡裁へ移送	管轄違いで移送 案件番号 13
	13	名古屋簡裁		申立人	B	名古屋地裁へ移送	反訴により地裁に移送 案件番号 14
	14	名古屋地裁		申立人	B		
8	15	東京地裁	損害賠償請求事件	申立人	K、L	擬制取り下げ	両当事者不出頭
9	16	東京地裁	損害賠償請求事件	申立人	E、F、B	擬制取り下げ	両当事者不出頭。 出廷願 2回
10	17	東京地裁	損害賠償請求事件	申立人	N	判決(請求棄却) 確定	被告に代理人弁護士あるも申立人が出頭しなかったことなし。 出廷願 2回

申立人事件一覧表

整理番号	案件番号	裁判所	事件名	原告(控訴人)	被告(被控訴人)	裁判所の対応	備考
11	18	東京地裁	損害賠償請求事件	申立人	B	擬制取り下げ	両当事者不出頭
12	19	東京地裁	損害賠償請求事件	E	申立人	擬制取り下げ	両当事者不出頭。なお、法律扶助協会からEに援助不開始通知。出廷願 2回
13	20	東京地裁	損害賠償請求事件	申立人	B	擬制取り下げ	両当事者不出頭
14	21	東京地裁	損害賠償請求事件	申立人	D	擬制取り下げ	両当事者不出頭。出廷願 2回
15	22	名古屋地裁	貸金等請求事件	B	申立人	判決(A敗訴)	原告に代理人弁護士あるも申立人が出頭したことなし
	23	名古屋高裁	貸金等請求控訴事件	申立人	B	控訴棄却	案件番号22の控訴事件。被控訴人に弁護士あるも申立人が出頭したことなし
	24	最高裁判所	貸金等請求上告事件	申立人	B	上告不受理	案件番号23の上告事件
	25	名古屋地裁	債務不存在確認等請求事件	申立人	B	判決主文上で当事者不出頭により訴えの取下げがあったものとみなされると表示	案件番号22~24の債務不存在確認訴訟。
	26	名古屋高裁	債務不存在確認等請求控訴事件	申立人	B	控訴状却下	案件番号25の控訴事件。印紙未納のため

斜体 又は、B、

=死刑確定者

又は、E

=未決被告人

又は、J

=非収容者

申立人 東京管轄関係

案件番号 2

東京地裁 損害賠償請求事件 (民事 13部)

原告-申立人、被告-B

H11.7.12	原告上申書				期日欠席しますが裁判の放棄ではありません。本人尋問必要なきには出張尋問お願いします。」
H11.8.16	被告上申書				期日欠席しますが、訴訟放棄ではありません。」
H11.8.20	第1回口頭弁論	両当事者不出頭	延期		
H11.9.9	被告上申書				出廷不許可のため欠席しますが訴訟放棄ではありません。」
H11.9.13	原告上申書				期日に欠席しますが裁判の放棄ではありません。準備書面で陳述します。」
H11.9.17	第2回口頭弁論	両当事者不出頭	取下擬制		
H11.10.8	原告上申書				口頭弁論期日指定願
H11.10.15	第3回口頭弁論	両当事者不出頭	判決言渡し		主文 本件訴訟はH11.9/17訴え取下げによって終了した。」

案件番号 3 4

東京地裁 損害賠償請求事件 (民事 5室)

(東京簡裁 損害賠償請求事件、反訴 (民事 42部))

原告-申立人、被告-B

H12.7.12	第1回口頭弁論	原告代理人(父)出頭	延期		簡裁
H12.9.6	第2回口頭弁論	原告代理人(父)出頭	延期		簡裁
H12.11.1	第3回口頭弁論	原告代理人(父)出頭	延期		簡裁
	被告反訴提起				
H12.11.2	職権で東京地裁に移送決定				被告の反訴が訴額90万円をこえており、簡裁の管轄に属さないから」
H13.1.10	原告上申書				期日に欠席しますが裁判の放棄ではありません。準備書面で陳述します。」

申立人 東京管轄関係

H13.1.10	被告上申書			出延不許可となり期日に欠席しますが、訴訟放棄ではありません。 準備書面を陳述します。」
H13.1.16	第4回口頭弁論	両当事者不出頭	延期	
H13.2.1	原告上申書			口頭弁論期日延期願
H13.2.7	被告上申書			出延不許可となり期日に欠席しますが、訴訟放棄ではありません。 準備書面を陳述します。」
H13.2.13	第5回口頭弁論	両当事者不出頭	取下げ擬制	
H13.2.22	被告上申書			判決による取り下げ擬制を求め。」
H13.2.22	原告上申書			期日指定申立
H13.2.28	決定			期日指定申立却下
H13.3.2	被告上申書			判決による取り下げ擬制を求め。」

申立人 東京管轄関係

案件番号 5-1、5-2

東京地裁 損害賠償請求事件 (民事 15部)
 東京地裁 損害賠償請求反訴事件 (のち取り下げ)
 原告-申立人、被告-B、J

H13.10.15	原告上申書				死刑囚であり裁判所に出廷できないため、書面による準備進行(手続)によっての判決を望む。」
H14.1.21	原告上申書				死刑囚であり裁判所に出廷できないため欠席しますが裁判の放棄ではありません。」
H14.2.7	被告上申書				出廷不許可となり欠席しますが裁判の放棄ではありません。」
H14.2.21	第1回口頭弁論	両当事者不出頭	弁論終結		訴状、答弁書、準備書面各擬制陳述、証拠も全部取調済
H14.3.4	被告口頭弁論再開申立				出廷不許可とされ、代理人に弁護士を依頼するので弁論再開を申し立てる。また、擬制取下を求め。」
H14.3.26	第2回口頭弁論	判決言い渡し	請求棄却		理由 被告らの脅迫・名誉毀損等の不法行為は成立しない」
東京高裁 損害賠償請求控訴事件 (民事 4部) 控訴人-申立人A、被控訴人-B、J					
H14.6.11	補正命令				印紙代 3万 5400円を納付すること
H14.6.14	控訴人 訴訟救助付与申立				
H14.7.1	訴訟救助申立却下				「勝訴の見込みがないとはいえない」ことの、疎明があったとは認められない。」
H14.7.23	控訴却下命令				印紙納付の補正を命じたが控訴人が納付しないため」

申立人 東京管轄関係

案件番号 15

東京地裁 損害賠償等請求事件 (民事31部 合議体)

原告-申立人、被告-K、L (不拘束)

H13.10.17	原告上申書			死刑囚であり裁判所に出廷できないため、書面による準備進行(手続)を望む。」
H14.2.18	第1回口頭弁論	両当事者不出頭	被告Kにつき延期	被告Lに対する弁論を分離(L関係は休止)
H14.2.19	書記官による事務連絡			書面による準備手続はあくまで弁論準備手続で、最終的には口頭弁論期日に出頭して陳述する必要があり、口頭弁論期日に出頭できなければ、書面による準備手続で提出した書面上の記載は主張できません。従って、あなたか代理人が一度も出頭しなければ、あなたの方の主張立証に基づき裁判することはできません。あなたが出頭できなければ、弁護士を代理人に選任する必要があります。
H14.3.1	原告上申書	口頭弁論期日指定願		自分が出廷できないし、弁護士を頼む資力もない。」
H14.3.11	第2回口頭弁論	両当事者不出頭	休止	K関係
H14.3.13	書記官による事務連絡			当事者双方が連続して2回口頭弁論期日に出頭しない場合、訴えの取り下げ擬制となり訴訟が終了することがあります。書面による準備手続も、当事者が出頭する見込みがあることが必要です。」
H14.3.18	原告上申書			裁判に出頭したくてもできないのです。杓子定規の法の適用ではなく司法をきちんとして下さい。」
H14.3.25	第2回口頭弁論	両当事者不出頭	取り下げ擬制	L関係
H14.4.1	原告上申書			期日に欠席しますが裁判の放棄ではありません。」
H14.4.22	第3回口頭弁論	両当事者不出頭	取り下げ擬制	K関係
H14.5.1	原告上申書	口頭弁論期日指定願		
H14.5.2	書記官による事務連絡			訴え取り下げにより訴訟手続は終了しています。

申立人 東京管轄関係

案件番号 16

東京地裁 損害賠償等請求事件 (民事 2 3 部)

原告一申立人、被告一E、F、B

H13.10.15	原告上申書			死刑囚であり裁判所に出廷できないため書面により審理された し。」
H14.2.22	被告 (E) 上申書			物置所の許可が得られず出廷できません。」
H14.3.1	原告上申書			出廷できず、欠席しますが裁判の放棄ではありません。」
H14.3.12	書記官電話聴取書	大阪拘置所 (被告 F 関係) から発信		被告 F (大阪拘置所) 監の東京地裁への拘引は警備上の問題が あり難しいとのことだが、当事者双方在監で双方不出頭の可能性 が高い旨伝えた。」
H14.3.18	被告 (F) 上申書			出廷不許可となり 期日は欠席しますが、裁判の放棄ではありません ん。」
H14.3.29	被告 (B) 上申書			出廷不許可となり 期日は欠席しますが、裁判の放棄ではありません ん。」
H14.4.8	第 1 回口頭弁論	両当事者不出頭	休止	
H14.4.12	原告 口頭弁論期日指定願			
H14.5.1	原告上申書			出廷できず、欠席しますが裁判の放棄ではありません。」
H14.5.7	被告 (E) 移送申立			
H14.5.10	被告 (F) 上申書			出廷不許可となり欠席しますが裁判の放棄ではありません。」
H14.5.13	被告 (E) 上申書			出廷できないので期日延期して頂きたい」
H14.5.17	第 2 回口頭弁論	両当事者不出頭	取下擬制	F、B 関係
H14.5.22	移送申立却下			
H14.6.14	第 2 回口頭弁論	両当事者不出頭	取下擬制	E 関係
H14.6.26	原告上申書			期日指定申立

申立人 東京管轄関係

案件番号 17

東京地裁 損害賠償等請求事件(民事37部 合議体) (確定)

原告-申立人、被告-G

H13.8.13	原告上申書			出廷できず、欠席しますが裁判の放棄ではありません。」
H13.9.4	第1回口頭弁論	両当事者不出頭	延期	
H13.10.23	第2回口頭弁論	被告代理人弁護士出頭	延期	
H13.12.4	第3回口頭弁論	被告代理人弁護士出頭	延期	
H14.1.29	第4回口頭弁論	被告代理人弁護士出頭	延期	
H14.4.23	第5回口頭弁論	被告代理人弁護士出頭	延期	
H14.5.21	第6回口頭弁論	被告代理人弁護士出頭	延期	
H14.7.9	第7回口頭弁論	被告代理人弁護士出頭	弁論終結	書面陳述(原告は擬陳) 証拠全部提出 取調べ
H14.10.8	第8回口頭弁論		判決言渡	原告の請求をいずれも棄却する。」(名誉毀損等の不法行為は成立しない)

案件番号 18

東京地裁 損害賠償請求事件(民事37部 合議体)

原告-申立人、被告-B

H13.12.20	原告上申書			口頭弁論を東京拘置所仮法廷で開催して頂きたい」
H13.12.4	第1回口頭弁論	両当事者不出頭	休止	
H14.1.18	被告上申書			原告は何度も再訴するので判決による取下擬制を求める。」
H14.1.21	原告上申書			期日欠席しますが、訴訟放棄ではありません。」
H14.1.29	第2回口頭弁論	両当事者不出頭	訴え取下擬制	

案件番号 19

東京地裁 損害賠償請求事件(民事40部)

原告-E、被告-申立人

H14.3.6	法律扶助協会	委員長 Oから原告宛		援助不開始。理由 勝訴しても回収見込みなし 引き受ける弁護士がいらない。」
H14.6.24	第1回口頭弁論	両当事者不出頭	延期	
H14.7.2	被告上申書			期日欠席します。」
H14.7.18	第2回口頭弁論	両当事者不出頭	訴え取下擬制	

申立人 東京管轄関係

案件番号 20

東京地裁 損害賠償請求事件 (民事 34部)

原告一申立人、被告一B

H14.4.9	電話聴取書		東京拘置所から発信		警備上の問題があり、原則として在監者を民事裁判の法廷に出廷させることはできない。どうしても必要な場合には仮法廷を設置するので、当拘置所まで裁判所の方に出向いて頂きたい。」
H14.4.10	第1回口頭弁論	両当事者不出頭		延期	
H14.4.22	電話聴取書		東京拘置所から発信		死刑確定囚を民事裁判に出廷させることは、特に逃走防止の見地から警備上問題があり、一般人の目に触れさせずとも避けたい。死刑確定囚を出廷させた先例もないはずである。」
H14.5.10	第2回口頭弁論	両当事者不出頭		訴え取下擬制	

案件番号 21

東京地裁 損害賠償等請求事件 (民事 49部 合議体)

原告一申立人、被告一D

H14.6.6	原告上申書				欠席しますが裁判の放棄ではありません。」
H14.7.25	第1回口頭弁論	両当事者不出頭		延期	
H14.7.26	原告期日指定願				
H14.9.12	第2回口頭弁論	両当事者不出頭		訴え取下擬制	

申立人事件

名古屋管轄関係

案件番号 22, 23, 24

名古屋地裁 貸金等請求事件 反訴事件 (民事 7部)
 (名古屋簡裁 貸金等請求事件)

原告一B、被告一申立人

H12.1.5	名古屋簡裁 名古屋地裁へ移送決定			
H12.4.4	被告欠席届			期日欠席しますが裁判放棄ではありません。」
H12.6.8	第1回口頭弁論	両当事者不出頭	休止	
H12.9.7	第2回口頭弁論	原告代理人出頭	延期	
H12.9.13	書記官 事務連絡			被告の証拠書類については、被告が事実上法廷に出頭できないので、口頭弁論での提出ができません。証拠書類を提出したい場合は弁護士に訴訟を委任する方法を採って下さい。」
H12.12.14	第3回口頭弁論	原告代理人出頭	延期	
H13.5.1	被告反訴却下			手数料未納付のため
H13.5.31	第4回口頭弁論	原告代理人出頭	延期	
H13.9.27	第5回口頭弁論	原告代理人出頭	弁論終結	訴状等陳述、答弁書関係擬陳、証拠提出・取調べ
H13.12.27	第6回口頭弁論		判決言渡し	主文「1、被告は、原告に対し、金10万円及びこれに対する...を支払え。2、以下(省)」(一部名譽毀損のみ認定)

名古屋高裁 貸金等請求控訴、同付帯控訴事件 (民事 2部)

控訴人一申立人、被控訴人一B

H14.3.20	訴訟救助付与決定			
H14.5.8	第1回口頭弁論	被控訴人代理人出頭	延期	
H14.6.19	第2回口頭弁論	被控訴人代理人出頭	弁論終結	主張書面陳述、擬陳
H14.8.30	第3回口頭弁論		判決言渡し	主文 本件控訴、附帯控訴いずれも棄却する。」

申立人事件 名古屋管轄関係

最高裁判所 貸金等請求上告事件

案件番号 25、26

名古屋地裁 債務不存在確認等請求事件 (民事 8部 合議体)
 (東京地裁 債務不存在確認等請求事件 (民事 37部))

原告一申立人、被告一B

H13.7.25	東京地裁 名古屋地裁に移送決定		
H13.9.11	合議体で審理		
H13.11.16	第 1回口頭弁論	両当事者不出頭	休止
H14.1.18	第 2回口頭弁論	両当事者不出頭	擬制取下
H14.1.28	原告上申書	口頭弁論期日指定	
H14.3.15	第 3回口頭弁論	両当事者不出頭	弁論終結 判決言渡し
H14.4.5	第 4回口頭弁論		主文 本件訴訟はH14.1/18の本件口頭弁論期日の当事者双方不出頭により、訴えの取下げがあったものとみなされ終了した。訴訟費用は……」

名古屋高裁 債務不存在確認等請求控訴事件 (民事 2部)

控訴人一申立人、被控訴人一B

H14.4.11	原告控訴提起		
H14.5.27	補正命令		印紙、郵券予納せよ
H14.6.3	控訴人訴訟救助付与申立		
H14.6.11	訴訟救助申立却下		勝訴の見込みないといえないし、認められない。
H14.6.24	控訴却下		印紙、郵券未納付のため

(別紙)

出廷制限に関する弁護士会の勧告例

弁護士会	新潟県弁護士会
措置年月日	1999/8/2 新潟刑務所長、法務省矯正局長に勧告
申立人	未決拘禁者
裁判類型	・申立人が賃借するマンションに関し賃貸人より明渡し訴訟がされた民事訴訟。
何回目の期日か 弁論か、尋問期日	第1回口頭弁論期日(結審、申立人全面敗訴)
結論要旨	新潟刑務所長が、未決拘禁者である申立人に対し、同人が願箋で平成8年4月10日の民事訴訟期日への出廷を願い出たにもかかわらず、同日の出廷を許可しなかった措置は、申立人の憲法により保障された裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を侵害したものである。 よって、新潟刑務所長に対し、今後民事訴訟への出廷を願い出た未決拘禁者に対して、裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を不当に妨げることのないよう実効性のある措置をとることを強く勧告し、法務省矯正局長に対し、未決拘禁者の裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を不当に妨げることのないよう各刑務所長並びに拘置所長に適切な指導を行うよう勧告した事例。
主文	新潟刑務所長が、未決拘禁者である申立人に対し、同人が願箋で平成8年4月10日の民事訴訟期日への出廷を願い出たにもかかわらず、同日の出廷を許可しなかった措置は、申立人の憲法により保障された裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を侵害したものであり、よって、新潟刑務所長に対し、今後民事訴訟への出廷を願い出た未決拘禁者に対して、裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を不当に妨げることのないよう実効性のある措置をとることを強く勧告し、法務省矯正局長に対し、未決拘禁者の裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利を不当に妨げることのないよう各刑務所長並びに拘置所長に適切な指導を行うよう勧告する。
判断基準	未決拘禁者の裁判所に出廷して自ら訴訟を進行する権利ないし自由といえども、無制限のものとは解されないが、この権利ないし自由の制限は、罪証隠滅、逃亡の防止の目的を達するために必要最小限度のものに限られなければならない。

弁護士会	大阪弁護士会
措置年月日	2000/3/30 法務省矯正局、大阪拘置所宛に勧告
申立人	死刑確定囚
裁判類型	関西医科大学 (私大) を被告とした損害賠償請求訴訟 国を被告とした損害賠償請求訴訟
何回目の期日か 弁論か、尋問期日 か	口頭弁論、証人尋問等を含むすべての裁判期日に出廷を許可しなかった。 (1度もなし)
結論要旨	申立人は死刑確定者であり、大阪拘置所監中に、鼻の病気に関し、関西医科大学の医師により受けた医療に誤りがあったとして同大学を被告とし、損害賠償請求訴訟を大阪地裁に起こした。 また、同じく、鼻の病気に関し、大阪拘置所当局より受けた医療に誤りがあったとして、国を被告として損害賠償請求訴訟を大阪地裁に提起していた。 ところが、大阪拘置所は、申立人のそれらの裁判期日への出廷許可申し出に対し、口頭弁論、証人尋問等を含むすべての裁判期日に出廷を許可しなかった。 この結果、申立人は、大阪地裁で、いずれの事件も敗訴し、このような大阪拘置所の処置は、人権侵害に当たるとの申立について、死刑確定者を含む被拘禁者が、民事訴訟を裁判所に提起したときは被拘禁者より申し出がある場合、原則として、口頭弁論、証人尋問等の全ての裁判期日へ出廷し、自ら訴訟を遂行する権利を保障することを勧告した事例。
主文	死刑確定者を含む被拘禁者が、民事訴訟を裁判所に提起したときは被拘禁者より申し出がある場合、原則として、口頭弁論、証人尋問等の全ての裁判期日へ出廷し、自ら訴訟を遂行する権利を保障することを勧告いたします。
判断基準	死刑確定者に、実質的に裁判を受ける権利を保障するためには、原則として、口頭弁論、証人尋問等の裁判期日へ、自ら出廷する権利まで保障されるべきであります。 死刑確定者に、裁判期日へ、自ら出廷することを許可しないという大阪拘置所長の類型扱いは、原則として、合理的裁量の範囲を逸脱しているというべきであり、本件事案の種類・性質を勘案すると、申立人の出廷の権利を制約する合理的理由はなく、口頭弁論、証人尋問等の裁判期日の一切について、出廷を許可しなかった大阪拘置所長の行為は、死刑確定者の裁判を受ける権利を侵害するものである。

弁護士会	徳島弁護士会
措置年月日	2001/6/25 徳島刑務所長宛に勧告
申立人	受刑者
裁判類型	国家賠償請求
何回目の期日か 弁論か、 尋問期日か	第1回口頭弁論期日には出頭許可された。 第2回口頭弁論期日、第3回口頭弁論 期日の出頭は不許可。 第4回口頭弁論期日には出頭を許可された。 (すべての口頭弁論期日への出頭を許可して欲しい。)
結論要旨	徳島刑務所において受刑中の在監者である申立人は国を被告として提訴した国家 賠償請求訴訟の第2回口頭弁論期日の出頭について、平成12年2月28日付で出 廷願いと題する願箋を提出した。 しかし同年3月2日付で却下され、口頭弁論期日への出頭を妨害された。 こうした行為に対して、受刑在監者から自己が提出した裁判のために裁判所への 出頭許可申請が有った場合には、特別の事情がない限り原則として出頭を許可す るよう勧告する。
主文	徳島刑務所長に対し、受刑在監者から自己が提起した裁判のため裁判所へ出頭 許可申請があった場合には、特別の事情のない限り原則として出頭を許可するよう 勧告する。
判断基準	当該受刑者を裁判所に出頭させることが当該受刑者に対する刑の執行に支障を来 さないか否か該当受刑者を裁判所に出頭させるために必要な護送が容易か否かと いった抽象的理由ではなく、刑の執行にとっていかなる具体的支障が予想されるの か、それを防ぐ手立ての有無等によって具体的にその許否の決定をすべきもので あり、右裁量に当たっては、仮令上記のような受刑者と誰も、裁判を受ける権利が 憲法上保障されているものであることを念頭に置かなければならない。

弁護士会	仙台弁護士会
措置年月日	2004/2/4 宮城刑務所宛に勧告
申立人	受刑者(無期懲役)
裁判類型	国家賠償請求訴訟
何回目の期日か 弁論か、尋問期日 か	口頭弁論期日 すべての裁判について出廷を許否された。 なお、宮城刑務所内において証拠取調が3回行われた。 (これまで6件の国家賠償請求を提起しており3件は敗訴し、いずれも控訴した)
結論要旨	申立人は、宮城刑務所で無期懲役刑により服役中の者である。仙台地裁に係属している2件の国家賠償請求訴訟の口頭弁論期日への出廷(全18回)を不許可にされた。刑務所の出廷不許可理由は、具体的事案における出廷の必要の程度及び出廷の拘禁に及ぼす影響等を勘案し、判断したものとすることである。 宮城刑務所が申立人からの自らが当事者である民事裁判の裁判所における口頭弁論期日への出廷許可に対して、一度も出廷を許可しなかったことは、自らが当事者である民事裁判に出廷する権利の侵害に該当すると認定される。よって、宮城刑務所に対し、受刑者が自ら当事者である民事裁判へ出廷する権利を十分に保障するよう勧告した例。
主文	宮城刑務所が、申立人の自らが当事者である民事訴訟の裁判所における口頭弁論期日への18回の出廷許可の申出に対して、一度も出廷を許可しなかったことは、自らが当事者である民事裁判に出廷する権利の侵害に該当する。 したがって、宮城刑務所に対し、受刑者が、自らが当事者である民事訴訟について、裁判所に出廷する権利を十分に保障するよう勧告する。
判断基準	受刑者にも、民事裁判に出廷する権利が、原則として、保障され、該当民事事件の口頭弁論期日に出廷を許すことによって監獄内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる蓋然性があると認められ、かつ、そのような障害発生を防止するために出廷を制限することが必要かつ合理的であると認められる場合に限り、民事裁判に出廷する権利の制限が認められる。

弁護士会	兵庫県弁護士会
措置年月日	2004/7/14 神戸刑務所長宛に勧告 (第2回弁論期日以降は受刑者に出廷許可するよう勧告)
申立人	受刑者
裁判類型	神戸刑務所を相手とした国家賠償請求 (国家賠償請求とは別に、離婚請求訴訟事件の当事者でもあり、 - 但し弁護士を代理人として選任 - 2002/9/4本人尋問の際は相手方から出廷許可を受けて出廷している)
何回目の期日か 弁論か、尋問期日か	第1回口頭弁論期日(2002/5/31) 第2回口頭弁論期日(2002/7/19)への出廷不許可。 申立人は、本件訴訟を2002/11/21付けで取り下げた。
結論要旨	申立人は、相手方刑務所職員による処遇の人権侵害性を訴えて国家賠償請求訴訟を提起しており、その口頭弁論期日に際し出廷許可を願い出たが、相手方刑務所長はこれを不許可とした。 刑務所が実質的な被告の立場に立つ事件においては、受刑者の出廷権は最大限尊重されなければならない。また、本件において申立人が訴訟追行に重大な不利益を被ったことは明らかであり、護送の負担や刑の執行に及ぼす影響を考慮したとしても、本件不許可処分は必要性及び合理性を欠き、申立人の人権を侵害するものと言わざるを得ない。相手方刑務所に対し、不当処遇を理由に受刑者が国家賠償請求を提起した場合は、少なくとも第2回口頭弁論期日以降の出廷を原則として許可するよう勧告する。
主文	申立人が、貴所担当職員の申立人に対する処遇が人権侵害であるとする国家賠償請求訴訟(神戸地方裁判所明石支部平成14年(ワ)第62号)を提起し、貴所所長に対して、第2回口頭弁論期日(同年7月19日)に裁判所に出廷することを願い出たところ、貴所所長はこれを不許可とした(以下「本件不許可処分」という。) 本件不許可処分は、刑の執行という国家目的を達成するために必要かつ合理的な制約とはいえず、申立人の裁判を受ける権利(自ら裁判所に出廷し訴訟追行する権利)を侵害するものである。 したがって、今後二度とこのような人権侵害行為を繰り返さないよう勧告する。
判断基準	受刑者の場合は、刑の執行という公共の福祉による内在的制約を受け、刑の執行という国家目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内においては、受刑者が裁判所に出廷して訴訟追行をする権利が制限されることを認めざるを得ない。 刑務所長は、当該訴訟事件の種類、性質、および出廷が刑の執行に及ぼす影響、護送の難易等の観点から必要かつ合理的な範囲で出廷を不許可にすることが認められる場合がある。

弁護士会	仙台弁護士会
措置年月日	2005/12/2 宮城刑務所長宛に勧告
申立人	受刑者
裁判類型	国を相手として仙台地方裁判所や仙台簡易裁判所に対し、国家賠償請求や行政処分取消請求を行った。
何回目の期日か 弁論か、尋問期日	<input type="checkbox"/> 頭弁論期日 (第1回期日 許可。第2回期日 出廷の必要性なしとして不許可。)
結論要旨	民事訴訟係属中の受刑者からの出廷願に対する判断にあたっては、出廷許可が原則とされるべきであり、出廷を許すことによって監獄内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると認められ、かつそのような障害を防止するために出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷する権利の制限が許されるべきであるが、宮城刑務所においては、そのような判断 運用がなされておらず、受刑者の裁判を受ける権利が十分に保障されていない。 したがって、宮城刑務所に対し、出廷許可を原則とし、在監目的を達成するために必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷不許可とする具体的処理規程を策定したり、不許可の場合には具体的理由を告知するなどして、受刑者の裁判を受ける権利の実現に十分に努めるよう勧告する。
主文	民事訴訟係属中の受刑者からの出廷願に対する判断にあたっては、出廷許可が原則とされるべきであり、出廷を許すことによって監獄内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると認められ、かつ、そのような障害を防止するために出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷する権利の制限が許されるべきであるが、宮城刑務所においては、そのような判断 運用がなされておらず、受刑者の裁判を受ける権利が十分に保障されていない。 したがって、宮城刑務所に対し、出廷許可を原則とし、在監目的を達成するために必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷不許可とする具体的処理規程を策定したり、不許可の場合には具体的理由を告知するなどして、受刑者の裁判を受ける権利の実現に十分に努めるよう勧告する。
判断基準	出廷願の判断にあたっては、出廷許可が原則とされるべきである。そして、当該口頭弁論期日に出廷を許すことによって監獄内の規律及び秩序の維持に放置することができない程度の障害が生ずる具体的蓋然性があると認められ、かつ、そのような障害を防止するために出廷を制限することが必要かつ合理的と認められる場合に限り出廷する権利の制限が許され、出廷願を不許可とするべきである。

弁護士会	徳島弁護士会
措置年月日	2006/3/30 徳島刑務所宛に勧告
申立人	受刑者
裁判類型	徳島刑務所を相手とした国家賠償請求
何回目の期日か 弁論か、尋問期日	第1回～第4回期日すべてにおいて出廷不許可としている。
結論要旨	<p>徳島刑務所の不法行為を理由とする損害賠償請求を提起しているが徳島刑務所は現時点までの第1回から第4回期日につき全て申立人の出廷を認めていない。受刑者の当事者としても民事訴訟の口頭弁論期日への出廷の権利につき、憲法32条は裁判を受ける権利を保障しており、憲法82条1項は公開法廷で裁判の対審及び判決を行う旨定めている。</p> <p>憲法の許容する例外を除き、申立人が対審のため裁判所に出頭することができることも憲法の保障するところである。</p> <p>刑務所長は受刑者から出頭許可申請があった場合、出頭させることが刑の執行に支障を来さないか否か、護送が容易かどうかといった抽象的な理由ではなく、刑の執行にとってどのような具体的支障が予想されるのか、それを防ぐ手だての有無等によって許否の決定をなすべきである。</p> <p>従って、徳島刑務所長に対し、受刑在監者から自己が提起した裁判のため裁判所への出頭許可申請があった場合には、特別の事情のない限り原則として出頭を許可するよう勧告する。</p>
主文	<p>徳島刑務所長に対し、受刑在監者から自己が提起した裁判のため裁判所への出頭許可申請があった場合には、特別の事情のない限り原則として出頭を許可するよう勧告する。</p>
判断基準	<p>当該受刑者を裁判所に出頭させることが当該受刑者に対する刑の執行に支障を来さないか否か、当該受刑者を裁判所に出頭させるために必要な護送が容易か否かといった抽象的な理由ではなく、刑の執行にとっていかなる具体的支障が予想されるのか、それを防ぐ手立ての有無等によって具体的にその許否の決定をなすべきであり、この判断にあたっては、たとえ上記のような受刑者といえども裁判を受ける権利が憲法上保障されているものであることを念頭に置かなければならない。</p>

弁護士会	富山県弁護士会
措置年月日	2007/3/23 富山刑務所長宛に勧告
申立人	受刑者
裁判類型	富山刑務所を相手とした国家賠償請求
何回目の期日か 弁論か、尋問期日	口頭弁論期日。全てにおいて出廷不許可。
結論要旨	<p>富山地方裁判所に対し、国（実質的には富山刑務所）を被告とする損害賠償請求事件を提起し、訴訟遂行のため、富山刑務所に対し9回に渡って口頭弁論期日の呼出に対する出頭願を提出したが、富山刑務所は一度も出廷を認めなかった。富山地方裁判所は口頭弁論を終結し、請求棄却の判決を言い渡した。</p> <p>憲法32条が規定する裁判を受ける権利には、裁判所に訴えを提起する権利のみだけでなく、自ら法廷に出廷し訴訟活動を行う権利（出廷権）も含まれていると解される。</p> <p>たしかに、刑事被拘禁者は、拘禁という目的に内在した権利の制約を受けている。しかしながら、そのような制約を受けている刑事被拘禁者にも出廷権は原則として保障されていると解される。もちろん、刑事被拘禁者が、形式的には民事訴訟を提起していても、実質的には自己の正当な権利を行使するためではないことが明らかである場合など、出廷権の濫用が明らかに認められる特段の事情がある場合には、出廷権を制限することが正当化されることもありうる。</p> <p>しかしながら、本件においては、出廷権の濫用と認められるような特段の事情はなく、むしろ対立当事者である富山刑務所が、申立人の出廷を許可しなければ、それは申立人の訴訟活動を不当に制限することになる。その点で、国（富山刑務所）が対立当事者となっていない訴訟よりも、なお一層、出廷を許可する必要性が高いといふべきであり、出廷を許可するよう勧告する。</p>
主文	刑事被拘禁者が当事者となる民事訴訟手続において、当該刑事被拘禁者が法廷に出廷する許可を申し出た場合は、特別の事情がない限り、出廷を許可するよう勧告する。
判断基準	<p>刑事拘禁されることは、人身の自由に対する制限であって、他の権利に対する制限を正当化するものではない。裁判は、証拠の逸失、記憶の喪失、消滅時効の完成などからして、早期の提起及び解決をすることが多くの場合必要であり、権利侵害があるのであれば、刑事被拘禁者といえども裁判提起を釈放後まで控えることはできないし、控えなければならない理由もない。</p> <p>形式的には民事訴訟を提起していても、実質的には自己の正当な権利を行使するためではないことが明らかである場合など、出廷権の濫用が明らかに認められる特段の事情がある場合のみ出廷権の制限が認められる。</p>

弁護士会	兵庫県弁護士会
措置年月日	2007/7/27 神戸刑務所長宛に勧告、 2007/8/29 最高裁判所長官・明石簡易裁判所民事係裁判官宛に意見書送付
申立人	受刑者
裁判類型	神戸刑務所を相手とした国家賠償請求
何回目の期日か 弁論か、尋問期日	口頭弁論期日。全てにおいて出廷不許可。
結論要旨	申立人の提起した3件の民事訴訟事件全てにおいて、何ら具体的な理由を示すことなく口頭弁論への出廷を不許可としたことは、申立人の裁判を受ける権利を侵害するものであるから、二度とこのような人権侵害を行わないよう、また、今後受刑者が当事者となる民事訴訟手続において、当該受刑者が法廷に出廷する許可を申し出た場合には、これを不許可とする合理的な理由のない限り出廷を許可するよう勧告した例。
主文	受刑者が当事者となる民事訴訟手続において、当該受刑者が法廷に出廷する許可を申し出た場合には、これを不許可とする合理的な理由のない限り出廷を許可するよう勧告する。
判断基準	弁論権は裁判を受ける権利の中核をなすものであり、受刑者について、拘禁されていることのみを理由に弁論権が保障されないということは許されない。それゆえ、受刑者にも、民事裁判に出廷し弁論する権利が保障されるべきである。 受刑者が、単に法廷に出席する機会を利用して傍聴に来た関係者と接触を図ることや、遠隔地の法廷に行くこと自体を目的として提訴する場合など、その権利行使が乱用であることが具体的な根拠に基づき明白であるなどの特別な事情がない限り、刑務所は、法廷に出席を要する全ての期日に、受刑者を法廷に連れて行く義務がある。